特定都市 泂 ΪÌ 浸水被害対策法等の一部を改正する法律

特定都市 河川浸水被害対策法 の一部改 正

第一

条

特定都

市

泂

ĴΪ

浸水被害対策法

目 次中 第五 条」を 第七条」に、 「第二節 流域水害対策計 画に基づく措置 (第六条 第八条)

(平成十五年法律第七十七号) の一部を次のように改正する。

「第二節 流域水 害 1対策: 計 画に基づく措置 (第 八条-第十条)

を

に、 「第九条 第二十二

第三 一節 雨水 貯 留 浸透 施 設 整 備 計 画 \mathcal{O} 認 定等 (第十一 条—第二十九条)」

条」 を「第三十条 第四十三条」 に、 「第二十三条 第二十六条」 を 「第四十 应 _ 条 第四 十七 条」に、

第三節 管理協定 (第四 1十八条-第五十二条)

(第二十七条―第三十一条)」を 第四節 貯留機能保全区域 (第五 十三条 第五 十五

第三節

管理協定

第五 節 浸水被害防止区域 (第五十六条 第七十六

第 匹 章 都 市洪 水 想定区域等 (第三十二条・第三十三条)

第四章 雑 則 (第七 十七条

を

第 五. 章 罰 則 (第 八十四条

条) 第六章 罰 則 (第三十八条 -第四十二条)

条)

に、

第

五.

章

雑

則

(第三十四条

第三十七条

1 -

―第八十三条)

に改める。

一第八十九条)」

第 条中 進 展」 の 下 に 「又は当該 河川 が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川 \mathcal{O} 周 辺

の地形その他の自然的条件の特殊性」を加える。

第二条第 項 中 進 展」 0 下 に 又 は 当該 河 Ш が 接 続 す う る 河 ΪÌ の状 、況若 しく 、は当該は 都 市 部 を流 れ る 泂 ||

 \mathcal{O} 周 辺 \mathcal{O} 地 形 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 自 然 的 条 件 \mathcal{O} 特 殊 性 を 加 え、 同 条 第 項 中 てに よ る浸 水 (以 下 都 市 洪 水 とい

う。 又は 時 的 に 大 量 \mathcal{O} 降 雨 が 生じ た 場 合 に お 1 7 下 水 道 そ $\overline{\mathcal{O}}$ 他 \mathcal{O} 排 水 施 設 若 しく は 河 Ш そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 公 共

 \mathcal{O} 水域 に当 該 雨 水 を排 水できないこと」を 乊又 は 雨 水 出 水 水 防 法 (昭 和二十 应 年 法 律第 百 九十三号) 第

二条第一 項に規定する 雨水出水をいう。 以下同 ľ に改 め、 同条第五項中 〒 水道法第 匹 [条第 項 に

規定する公共下水道管 理者、 同法第二十五条 Ď + 第一 項」 を「公共下水道管 理者 (下水道 法 第四 条第

項 E 規 定する公共下水道 管理者をいう。 以下 同じ。 同法 第二十五条の二十三第一 項」 に 改 め、 同 · 条 第

七 項 中 第 九 条 を 「第三十条」 に、 第十 条 第 項第三号」を 「第三十一条第一項第三号」に改め、 同

条第 八項中 「第二十三条第一項」 を 「第四 十 匹 条第 項」 に改める。

第四条第一項中 「この条及び次条において」を削り、 同条第二項中第九号を第十四号とし、 第八号を第

十三号とし、 第七号を第十号とし、 同号の次に次の二号を加える。

十一 第四号の区域における土地の利用に関する事項

第五 十三条第一 項に規定する貯留機能保全区域又は第五十六条第一項に規定する浸水被害防止区

域の指定の方針

第四 [条第] 項 第六号中 「行う」の下に 「雨水貯留浸透施 設 の整 備 その 他 を加え、 同号を同項第 八号と

し、同号の次に次の一号を加える。

九 第十 一条第 項に規定する雨水貯留浸透施設整備計 画 0 同 項の認定に関する基本的事 項

第四 条第二項中第五号を第七号とし、 第四号を第六号とし、 第三号を第五号とし、 同項第二号中 都市

洪 水又は」 を削 り、 同号を同項第三号とし、 同号の次に次の一号を加える。

兀 前号 \mathcal{O} 降 雨 が 生じた場合に都 市 浸水が 想定され でる区域で 及び 浸水した場合に想定される水深 (第五十

一条第 項 反 び第 五. 十六条第 項 K お 1 7 都 市 浸 水 想 定 という。

第四 条第二 項中第一号を第二号とし、 同号の 前 に次 0 号を加える。

一計画期間

第四 条第 九項中 「第三項から前項まで」を 「第四項から第十項まで」 に改め、 同項を同条第十二項とし

同 条第八項を同 条第十項とし、 同 項 \mathcal{O} 次に次 ∅– 項を加える。

11 河 ĴΠ 管 理者等は、 流 域 水害 1対策計 画 を定 め たときは、 定期的に、 流域水害対策計 画に基づく措置 一の実

施 \mathcal{O} 状 況 12 関す る評 価 を行 V) 流 域 水 害 対 策 計 画 に 検 討 を 加 え、 必 要 が あ ると認め るときは、 これ を変

更することその 他 \mathcal{O} 必 要 な 措 置 を講 ず るように努 8 な け れ ば な 5 な 1

第四 条第 七 項 中 第 項第 五. 号 を 第二項第七号」 に 改 め、 同 項 を 同 条第 八 項とし、 同 項 \mathcal{O} 次

一項を加える。

9 河 Ш 管理者等は、 流域水害対策計 画のうち第二項第八号に掲げる事 <u>,</u>項 (特定都市 河川流域に お V て地

方公共団体 が行う雨 水 貯 留浸透施設 0 整備 に係るものに限る。) については、 当該 地方公共団体 が 作 成

する案に基づいて定めるものとする。

第四 条第六項 中 「第二 項第三号及び 第四 号」 を 「第二項第 五. 号及び第六号」 に改 め、 同 項 を 同 条 第 七 項

とし、 同 条第 五 項 んを同 条第六項とし、 同 条第 匹 項中 「定めようとする」を「定める」 に改 め、 同 項 を 同 条

(C

次

 \mathcal{O}

第五 項とし、 同 条第三項中 「定めようとする」を「定める」に改め、 同項を同条第四項とし、 同 条第二 項

 \mathcal{O} 次に 次の一 項を加える。

3 前 項第八号に掲げる事項には、 特定都立 市 泂 Ш 流域 \mathcal{O} 区域 の全部又は一部をその区域に含む市 町 村 にお

け る 緑 地 に 関する施策 **当** 該 緑地 に お け る 雨 水貯 留 浸透 施 設 \mathcal{O} 整 備 そ \mathcal{O} 他 当 該 緑 地 が 有 す る 雨 水 を 時

的 的 12 貯 とする 留 ŧ 又 は \mathcal{O} に 地 限 下 12 る。 浸透させる機 に 関 す る 事 能 項を記 を確 保 載することができる。 又 は 向 上さ せるため \mathcal{O} \mathcal{O} で あ って、 浸 水 被害

し

ŧ

 \mathcal{O}

防

止

を

第四 章 及 び 第 五. 章 \mathcal{O} 章 名を削 る。

目

L

第四 十二条中 「第十六条第三項又は第十七条第一項」を「第三十七条第三項、 第三十八条第 項」 に改

め、 「限る。 の 下 に 第六十二条第三項、 第六十五条又は第七十一条第四項」 を加え、 同条 を第八

+ 九条とする。

第四 + 条中 「前三条」 を 「第八十 应 条から前条まで」 に改め、 同 条を第八十八条とする。

第四 一十条中 「該当する」 の 下 に 「場 合 に は 当該 違 反 行 為 をし た を加 らえ、 同 条第 号 中 「第十七 条第

項」 を 「第三十八条第一 項」 に改め、 「又は第二十五条第 一項」 を削 り、 「者」を「とき。 に改め、

同 条第二号中 「第十七条第五項 (第二十四条第二項」を「第三十八条第五項 (第四十五条第二項)

者」 「とき。」に改め、 同条第三号中「第二十二条」を「第四十三条又は第七十五条」 に改め、 報告

又 は資 料 \mathcal{O} 提出、 を求められて、」 を削 り、 「者」を「とき。 に改 め、 同 条に次の二号を加える。

几 第四 十六条第一項又は第五 十五 条第一 項の 規定に違反して、 届 出 をしないで、 又は 虚 偽 の届 出

五 第五 + 兀 条第三項 \mathcal{O} 規 定 に 違 反 l たとき。

て、

第四

十六条第

__

項 本·

文又

は第

五

+ 五

条 第

項

〈本文に!

規定する行為をし

たとき。

をし

第 + · 条 を第八十六条とし、 同 条 \mathcal{O} 次に次 0 条を

匹

第八十七条 第二十五条 の規定による報告をせず、 又は 虚偽 の報告をした場合には、 当該違 反行為をした

加

える。

者 は、二十万円以 下の 罰 金 に 処する。

第三十 九条中 「該当する」の下に 「場合には、 当該違反行為をした」を加え、 同 条第一号中 「第九条又

は 第十六条第一 項」 を 「第三十条又は第三十七条第一 項」に、 「者」を「とき。 に 改 め、 同 条 第二 一号中

第 第十八 項」 を 条第 「第四十二条第一項又は第七十四条第一項」に、 項 を 「第三十 九 条第 項」 に、 者」 を 「とき。 「 者 」 を に 「とき。 改 め、 同 に改め、 条第三 号中 同 条第四号中 「第二十一 条

第三十四条第七項」を「第七十七条第七項」に、 「者」を「とき。」に改め、 同条を第八十五条とする。

に該当する場合には、 第三十八条中「第二十条第一項の規定による都道府県知事の命令に違反した」を 当該違反行為をした」 に改め、 同条に次の各号を加える。 「次の各号のいずれか

第四 十一条第一 項又は第七十三条第一 項 \hat{O} 規定による命令に違反したとき。

第五 + 七 条第 項又は第六十二条第 項 \mathcal{O} 規 定に 違反して、 特定 開 発行 治をし たとき。

三 第六 + 兀 条 \mathcal{O} 規 定に 違 反 して、 第五 + 七 条第 項 \mathcal{O} 制 限 用 途 \mathcal{O} 建 築 物 \mathcal{O} 建 築をしたとき。

兀 第六 十六条 父は 第七十一 条第 項 \mathcal{O} 規定に違反して、 特定建 築行為をしたとき。

第三十八条を第八十四条とする。

第六章の章名を削る。

第三十七条第一 号中 同 条第三項から第八項まで (同条第九項」を 「同条第四項から第十項まで (同条

第十二項」に、 並 一びに第三十 四条第一 項」 を 並 びに第七十七条第一 項」に、 (第三十四条第 項

ら第十項まで を (同 条第 (同条第十二項」 項」 に 改 め、 同 に改め、 条第二号中 同条を第八十三条とし、 同 条第三 項 か 5 第八 同条 項 ま \mathcal{O} で 次に次 同 条第 \mathcal{O} 章 九項」 名を付する。 を 同 · 条第 匹 項か

第五章 罰則

第三十六条を第八十二条とし、第三十五条を第八十一条とする。

第三十四条第一 項 中 「第二十三条第一 項」 を 「第四 十四条第一 項 に改 め、 同条第二項及び第三項中

立ち入ろうとする」を 「立ち入る」に改 め、 同 条第 五. 項 を 次 \mathcal{O} ように改める。

5 第七 十四条第二 項 \mathcal{O} 規定 は 第 項 \mathcal{O} 場合 に つい て準 崩 する。

第三十 应 条 第六項 中 使 用 しようとする」 を 「使用する」 に改め、 同条を第七十七条とし、 同 条 0 次に

次の三条を加える。

(河川管理者及び下水道管理者の援助等)

第七十八条 河 ĴΪ 管 理者及び下水道管理者は、 第五十三条第一項の規定により貯留機能保全 区域の指定を

しようとする同 項 \mathcal{O} 都 道 府 県知事等及び第五 十六条第一 項 \mathcal{O} 規定 により浸水被害防 止 区 域 の指定な をしよ

うとする都 道 府 県知 事 に対し、 必要な情 報 提 供、 助 言そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 援 助 を行うものとする。

第 河 項 Ш 管 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 理者 定により は 前 指 項 定 \mathcal{O} 規 L た 定 河 に よ Ш 協 る援 労団 助 体 を行うため に必要な協力を要請することができる。 必要が あると認め るときは、 河 ĴΪ 法第五 十八条の八

2

(雨水貯留浸透施設の整備に関する費用の補助)

第七十九条 国は、 流域水害対策計 画 に 基づく事業であって第四条第二項第八号に掲げる事項 (雨水 貯留

浸透施 設 \mathcal{O} 整 備 に係るものに限 る。 に関するもの を実施する地方公共団体に対 し、 予 算 \mathcal{O} 範 进 内 に お

て、 政令で定めるところにより、 当 該事業に要する費用 \mathcal{O} 部を補助することができる。

(国有地の無償貸付等)

第八十 · 条 普 通 財 産 で あ る国 有 地 は、 流 域 水害 1対策 計 画 第 匹 条第 二項 第 八号に掲 げ る事 項とし 7 地 方 公

共 寸 体 が 行う 雨 水貯 留 浸透 施 設 \mathcal{O} 整 備 に . 関 す る事 項 が 記 載 いされた、 ŧ 0 に 限 る。 に 基づき当 該 地 方 公共

寸 体 が 設置する Ź 雨 水 貯 留浸透: 施 設 0) 用 に供する場合にお **,** \ ては、 玉 有 財産法 (昭和二十三年 法 律 第 七十

三号)第二十二条又は第二十八条 の規定にか カ わ らず、 当 該 地方公共団体に無償で貸し付け、 又は 譲 与

することができる。

第三十一条中 「第二十 -九条」 を 「第五十条」 に改め、 第三章第三節中同条を第五十二条とし、 同 節 の次

に次の二節及び章名を加える。

第四節 貯留機能保全区域

(貯留機能保全区域の指定等)

第五 十三条 河 ΪĹ に . 隣 接 する低地その他 \mathcal{O} 河 训 の氾濫 に伴 , , 浸入した水又は雨水を一 時 的 に貯留する機能

を有する土地 \mathcal{O} 区 域 に係る る都 道 府 県 (当該 土 地 \mathcal{O} 区 域 が 指 定 都 市 等 \mathcal{O} 区 域内にあ る場合に あ 0 て 当

該 指 定 都 市 · 等) \mathcal{O} 長 (以下この 節 に お ****\ . て 都 道 府 県知 事 等」 という。 は、 流 域 水 害 対 策 計 画 に 定 8

5 れ た第 兀 条第二 項 第十二号に · 掲 げ る 貯 留 機 能 保 全 区 域 \mathcal{O} 指 定 \mathcal{O} 方 針 に 基づ き、 カン つ、 当 該 流 域 水 害 対

策 計 画 に 定 \Diamond 5 れ た 都 市 浸 水 想 定 を 踏 まえ、 当 該 土 地 \mathcal{O} 区 域 \mathcal{O} う 5 都 市 浸 水 \mathcal{O} 拡 大 を 抑 制 す る 効 用 が あ

ると 認 \Diamond 5 れ る ŧ \mathcal{O} を 貯 留 機 能 保 全 区 一域とし て指定することが で きる。

2 都 道 府 県 知 事 は 前 項 \mathcal{O} 規 定による指定をするときは、 あら かじめ、 当該指定をしようとする区 一域を

その区域に含む市町村の長の意見を聴かなければならない。

3 都 道 府 県 知 事 等は、 第 項 0 規定による指定をするときは、 あら かじめ、 当該指定をしようとする区

域 内 0) 土 地 \mathcal{O} 所 有 者 \mathcal{O} 同 意 を得り なけ れ ば なら ない。

4 該 貯 都 留 道 府 機 能 県 知 保 全 事 区 等 域 は を公示するとともに、 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る その旨を当該 指 定をするときは、 貯 留 機 国 能 土 保 全区 交通省令で定めるところに 域 内 \mathcal{O} 土 地 \mathcal{O} 所 有 者に 通 ょ り、 知 L な 当

け れ ば ならな \mathcal{O} 場 合に お 1 て、 都 道 府 県 知事 に あ 0 7 は、 そ 0 を当 該貯 留 機 能 保 子 区域: をその

区 |域 に . 含 む 市 町 村 \mathcal{O} 長 12 Ł 通 知 L な け れ ば な 5 な

- 5 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 指定 は 前 項 \mathcal{O} 規 定 に よる公示によ ってそ \mathcal{O} 効力を生ずる。

第三 項 中 同 意 を 得 な け れ ば とあ る \mathcal{O} は 意 見 を 聴 か な け れ ば と読 4 替 えるも \mathcal{O}

(標識の設置等

6

第二

項

か

5

前

項

ま

で

 \mathcal{O}

規

定

は、

第

項

 \mathcal{O}

規

定により

る指

定

 \mathcal{O}

解

除

に

0

1

7

潍

用する。

この

場合にお

1

7

第 五. + 兀 条 都 道 府 県 知 事 等 は 前 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 貯 留 機 能 保 全 区 域 を 指 定 L たときは 国 土 交通

省令で定め る基 準を 参 酌 L て、 都 道 府 県 (当 該 貯 留 機 能 保 全 区 域 が 指 定 都 市 等 \mathcal{O} 区 域 内 に あ る場 合 に あ

貯 って 留 は、 機 能 当 保 該 全区 指 域 定 都 \mathcal{O} 区 市 等。 域 内 第四 に、 貯 項 留 か 5 機 第 能 保全区 六項 えまで 一域で に ある旨を表示 お 7 て 同 ľ した \mathcal{O} 標 条 識 例 を設け、 で定めるところに な け れ ば な よ 5 り、 な 当 該

2 貯 留 機 能 保 全 区 域 内 \mathcal{O} 土 地 \mathcal{O} 所 有 者、 管 理 者又は・ 占 1有者 は、 正 当な 理 由 が な 1 限 り、 前 項 \mathcal{O} 標 識 \mathcal{O} 設

置を拒み、又は妨げてはならない。

3

何 人 ŧ 第 項 \mathcal{O} 規 定 に より 設 け 5 れ た 標 識 を 都 道 府 県 知 事 等 0) 承 諾 を得 な 1 で移 転 若 しくは除

却 Ċ 又は 汚 損 し、 若し こくは 損壊してはならない。

4 た者に対 都 道 府 県 して、 は、 第一 通常 生 項 ずべ 0 規 き損失を補 定 による行為により損失を受けた者がある場合に 償 L なけ ħ ば ならない。 おいては、 その損失を受け

前 項 定に 失の 補 償 に **(**) は 都道 府 県と損失を受けた者とが 協議 なけ れ ならな

前 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 協 議 が 成 L な 1 場 お 1 7 は 都 道 府 県 又 は 損 失を受け 者 は 政 令で定める

ところに ょ り、 収 用 委 員 会 に 土 地 収 用 法 第 合 に 九 + 兀 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 裁 決 を申 た 請 することができる。

行 為 \mathcal{O} 届 出 . 等 6

5

 \mathcal{O}

規

よる

損

0

て

L

ば

第五 十五 条 貯留 機能 保全区域 内の土 一地に お ١ ر て盛土、 塀 0 設置その他これらに類する行為で当該 土 地が

有 する 河 Ш \mathcal{O} 氾 濫 に 伴 1 浸入した水 又は 雨 水 を一 時的 に 貯 留 する機能を阻 害するものとして国土交通 省

令で定めるも 0 をしようとする者は、 当該 行 為に着 手する 日 の三十 日 前 までに、 国 土交通 省令で定め る

都 ところに 道 府 県 より、 知 事 · 等 行 に 届 為 け 0) 出 種 類、 な け 場 れ 所、 ば な 設 5 な 計 \ <u>`</u> 又 は ただ 施 行 方法、 Ļ 通 着 常常 手 \mathcal{O} 管 予 定 理 行 日 為、 その 軽 他 易 国 |土交通 な 行 為 そ 省令で \mathcal{O} 他 定 \mathcal{O} め 行 為 る で 事)政令 項 を

で定め Ś Ł 0) 及 び非 常常 災 害 \mathcal{O} た め 必 要 な 応急措置として行う行為につい ては、 こ の 限 りで な

2 都 道 府 県 知 事 は 前 項 \mathcal{O} 規 定に ょ る届 出を受けたときは 玉 土 交通 省 令 で 定めるところによ り、 該

届 出 \mathcal{O} 内 容 を、 当該 貯 留 機 能 保全 区 域 をそそ 0) 区 域 に 含む 市 町 村 \mathcal{O} 長 に 通 知 L な け れ ば な 5 な 1

3 都 道 府 県 知 事 等 は、 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る届 出 が あ 0 た 場場 合に お 11 て、 当 該 貯 留 機 能 保 全 区 域 が 有 す る

都 市 浸 水 \mathcal{O} 拡 大 を 抑 制 す る 効 用 を保 全するた め 必要が あると認めるときは 当 該 届 出 を L た者に対 して

、必要な助言又は勧告をすることができる。

第五節 浸水被害防止区域

(浸水被害防止区域の指定等)

第五 十 六 条 都 道 府 県 知 事 は 流 域 水 害 対 策 計 画 に 定 8 5 れ た第 兀 条 第二 項 第十二号に 掲 げ る浸・ 水 被 害 防

止 区 域 \mathcal{O} 指 定 \mathcal{O} 方 針 12 基 づ き、 か つ、 当 該 流 域 水 害 対 策 計 画 に 定 8 5 れ た 都 市 浸水 想定 を 踏 ま え、 特 定

都 市 河 Ш 流 域 \mathcal{O} う ち、 洪 水 又 は 雨 水 出 水 が 発 生 L た 場 合 に は 建 築 物 が 損 壊 又 は 浸 水 住 民 そ \mathcal{O} 他

 \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 生 命 又 は 身 体 に 著 L 1 危 害 が 生ず る お そ れ が あ ると 認 8 5 れ る土 地 \mathcal{O} 区 域 で、 定 \mathcal{O} 開 発 行 為

都 市 計 画 法 昭 和 兀 十三 年 法 律 第 百 号) 第 辺 条第 十 二 項 12 規 定 す る 開 発 行 為 を 1 う。 次 条 第 項 に お 1

7 同 及び 定 \mathcal{O} 建 築 物 (居 室 建 築基 準 法 昭 和二 + 五 年 法 律 第 一百 号) 第二 条 第 加 号 12 規 定

する建築をいう。 する居室をいう。 以 下 以下同じ。 同じ。) を有り 又は用途の変更の するも のに限る。 制限をすべき土地の区域を、 以下 同じ。) 0 建 築 (同 |法第二条第十三号に規定 浸水被害防止区域として

指定することができる。

2

前

項

 \mathcal{O}

規定による指定は、

当該指

定の区域

及び基準水位

(第四条第二項第四号に規定する水深に係る

水位 で あ つ て、 次条第 項 E 規定する特定 開 発 行 為 及び第六十六条に 規 定す る特定は 建 築 行 為 \mathcal{O} 制 限 \mathcal{O} 基

準となるべ きも \mathcal{O} を 7 う。 以 下 同 ľ その 他 \mathcal{O} 国土交通 省令で定め る 事 項 を明 5 カン に L てす る t のと

する。

3 都 道 府 沿県知· 事 は、 第一 項の規定による指定をするときは、 あらかじめ、 国土交通省令で定めるところ

に より、 その旨を公告し、 当該指定 の案を、 当該指定をしようとする理由を記載 Ü た書面 を添えて、 当

該公告から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 覧 に 前 供 項 さ \mathcal{O} 規 れ 定に た指 定 よる公告が \mathcal{O} 案に つい あ て、 0 たときは、 都 道 府 県 住 知 事 民 及び に . 意 利害関 見 書 を提 係 人は、 出することが 同 項 \mathcal{O} 縦 できる。 覧 現期間 満 了の 日までに、 縦

都 道 府県知· 事 は、 第 項 \mathcal{O} 規定に、 よる指 定をするときは、 あらか じめ、 前項 \hat{O} 規定に より提 出された

5

意見. 書 0) 写 L を添えて、 関 係 市 町 村 長の意見 を聴 か なけ れ ば なら ない。

6 都 道 府 県 知 事 は、 第 項 \mathcal{O} 規定に よる指定をするときは、 国土交通省令で定めるところにより、 その

旨 及び当 該 指 定 の区域を公示 しなけ ń ばならない。

7

都

道

府

県

知

事

は、

前

項

 \mathcal{O}

規

定による公示をしたときは、

速や

かに、

国土交通省令で定めるところによ

り、

関

市

町

村

に、

同

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

り

3

た

を

記

L

た図

L

な

け

な

係 長 項 公示 れ 事 項 載 書 を送付 れ ば らな

8 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 指 定 は 第 六 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 公示 に ょ 0 て そ \mathcal{O} 効 力を生ず る。

9 関 係 市 町 村 長 は 第 七 項 \mathcal{O} 义 書 を 当 該 市 町 村 \mathcal{O} 事 務 所 に お 1 て、 公 衆 \mathcal{O} 縦 覧 12 供 L な け れ ば な 5 な

10 都 道 部 府 県 知 **(**) 事 て第 は 河 項 道 又 規定による指 は 洪 水 調 節 ダ A \mathcal{O} 事 整 備 が \mathcal{O} なくな 実 施 そ \mathcal{O} たと認めるときは、 他 \mathcal{O} 事 由 に ょ り、 浸 当該浸水被 水 被 害 防 止 害防 区 域 \mathcal{O} 全 部 域

 \mathcal{O} 全 部 又 は 部 に つ () て当該: 指定を 解除するも のとする。

又

は

に

つ

0

定

 \mathcal{O}

由

0

止

区

11 第二 項 カン 5 第 九 項 ま で の規 定は、 第 項 \mathcal{O} 規定による指定の 変更又は前 項 の規定による当該指 定 の解

除 12 0 7 7 準 用 する。

特 定開 発 行 為 \mathcal{O} 制 限

第五 + Ł 条 浸水 /被害防 止 区 域 方内に お 7 て、 開 発 行 為 のうち政令で定め る土 地 \mathcal{O} 形 質 0) 変更を伴うも 0 で

あ って当該 開 発行為をする土 地 \mathcal{O} 区 域 方に お 11 て建築が予定されてい る建: 築物 (以 下 子 <u>,</u> 定 建 築 物 لح

1 う。 \mathcal{O} 用 途 が 制 限 用 途 で ある、 ŧ \mathcal{O} (以 下 「特定開 発行為」 という。 をする者は、 あ 5 か じ 当

該 あ 特 0 7 定 開 は 発 行 該 為 をす 指 定 る土 都 市 地 等) \mathcal{O} 区 \mathcal{O} 長 域 に (第 係 る都 五. + 九 道 条 府県 カン 5 **当** 第六 該 + 土 五. 地 条ま \mathcal{O} 区 域 で に が お 指 1 定 都 市 都 等 道 \mathcal{O} 区 府 県 域 知 内 事 に · 等 _ あ る場合 とい 12

7

う

 \mathcal{O} 許 可 を受 け な け れ ば な 5 な 1

当

2 前 項 \mathcal{O} 制 限 用 途 と は 次 に 掲 げ る 予 定 建 築 物 \mathcal{O} 用 途 を 1 \\ \ 予 定 建 築 物 \mathcal{O} 用 途が . 定 ま 0 7 1 な 場 合

12 お 1 7 は 当 該 予 定 建 築 物 \mathcal{O} 用 途 は 制 限 用 途で あ るものとみなす。

住 宅 自 己 0 居 住 \mathcal{O} 用 12 供 する もの を除く。

高 齢 者、 障 害 者、 乳 幼児その 他 \mathcal{O} 特 に 防 災上 の配 慮を要する者が 利用する社会福祉 施 設、 学校及び

医 療 施 設 政 令で定 \Diamond る ŧ \mathcal{O} に 限 る。

三 前二 号 に 掲 げ る Ł \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か 浸 水 被 害 防 止 区 域 内 \mathcal{O} 区 域 $\widehat{\mathcal{O}}$ うち、 洪 水 又 は 雨 水 出 水 \mathcal{O} 発 生 時 に お け

る利 用 者 \mathcal{O} 円 滑 か 0 迅 速 な 避 難 を 確 保 することができな 7 おそ、 れ が 大 きい 区 域 ک ل て市 町 村 \mathcal{O} 条 例 で

定めるものごとに、当該市町村の条例で定める用途

3 市 町 村 (指定都市等を除く。 は、 前項第三号 の条例を定めるときは、 あらかじめ、 都道府県 知 事と

協議し、その同意を得なければならない。

4 第一 項 \mathcal{O} 規 定 は、 次に 掲げげ る行為につい て は、 適 用しな

特 定開 発 行 為をする土 地 \mathcal{O} 区 域 以 下 特 定 開 発 区 域 とい . う。 が 浸 水被害 防 止 区 域 \mathcal{O} 内 外 に わ

た る 場 合 に お け る、 浸 水 被 害 防 止 区 域 外 に お 1 て \mathcal{O} 4 第 項 \mathcal{O} 制 限 用 途 \mathcal{O} 建 築 物 \mathcal{O} 建 築 が さ れ る予 定

の特定開発行為

特定開 発 区 域 が 第二 項第三号の 条例 で定め る区域 $\widehat{\mathcal{O}}$ 内 外に わ たる場合に おけ る、 当 該 区 域 外 に お 1

て 0) み第 項 \mathcal{O} 制 限 用 途 同 号の条例で定める用途に限 る。 \mathcal{O} 建 築 物 \mathcal{O} 建築がされ る予定 \mathcal{O} 特定開

発行為

三 非常 災害 \mathcal{O} ため に 必要な・ 6応急措 置として行う行為その 他 \mathcal{O} 政 令で、 定め る行為

兀 当 該 浸 水 被 害 防 止 区 域 \mathcal{O} 指 定 の際当該浸水被害 防 止 区域 内 に お 7 て既に 着手 している行為

(申請の手続)

第五 + 八 条 前 条 第 項 \mathcal{O} 許 可 を受けようとする者は 国土 交通省令で定めるところにより、 次に 掲 げげ る

事 項 を 記 載 L た 申 請 書 を 提 出 L な け れ ば なら な \ <u>`</u>

一特定開発区域の位置、区域及び規模

そ \mathcal{O} 用 途 が 前 条 第 項 \mathcal{O} 制 限 用 途 で あ る 特定 開 発区 域 内 \mathcal{O} 子 定 建 築 物 0) 用 途 角 途 が 定ま 0 7 ١ / な

1 場 合 に は、 そ の旨 及 び そ \mathcal{O} 敷 地 \mathcal{O} 位 置

 \equiv 特 定 開 発 行 為 12 関 す る 工 事 \mathcal{O} 計 画

四 その他国土交通省令で定める事項

2 前 項 \mathcal{O} 申 請 書 に は 玉 土 交 通 省 令 で 定 \Diamond る 図 書を添 付 L な け れ ば なら な

(許可の基準)

第 五. + 九 条 都 道 府 県 知 事 等 は 第 五. + 七 条 第 項 \mathcal{O} 許 可 \mathcal{O} 申 請 が あ 0 たときは、 特 定 開 発 行 為 関 す る

工 事 \mathcal{O} 計 画 が、 擁 壁 \mathcal{O} 設 置 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 洪 水 又 は 雨 水 出 水 が 発 生 し た 場 合 に お け る 特 定 開 発 区 域 内 \mathcal{O} 土 地 \mathcal{O}

安 全 上 必 要 な 措 置 を 玉 土 交 通 省 令 で 定 \Diamond る 技 術 的 基 準 に 従 1 講 ず る ŧ \mathcal{O} で あ り、 カン つ、 そ \mathcal{O} 申 請 \mathcal{O} 手 続

. こ の 法 律 及 び この 法 律 に 基づ Ś 命 令 \mathcal{O} 規 定 に 違 反 し 7 1 な 1 と認 8) るときは、 そ \mathcal{O} 許 可 を L な け

れ

ば

が

ならない。

(許可の特例)

第六十条 玉 又は 地方公共団体が行う特定開発行為については、 国又は地方公共団体と当該特定開 発 行為

に つい て第五十七条第 項 \mathcal{O} 許可を行う都道)府県. 知 事 等と の協 議 が 成立することをもって当該許 可 を受

けたものとみなす。

(許可又は不許可の通知)

第六十 条 都 道 府 県 知 事 等 は、 第 五. $\overline{+}$ 七条第 項 \mathcal{O} 許 可 0 申 請が、 あ 0 たときは、 遅滞 なく、 許可 文は不

許可の処分をしなければならない。

2 前 項 \mathcal{O} 処分をするには、 文書をもって当該申請をした者に通知しなければならない。

(変更の許可等)

第六十二条 第五 十七七 条第 項 \mathcal{O} 許 可 $\widehat{\mathcal{L}}$ 項 \mathcal{O} 規定による許可を含む。 以下同じ。) を受けた者は、 第

五十八条第 項各号に 掲 げ る 事 項 \mathcal{O} 変更をしようとする場 合に お 1 て は 都 道 府 県 知 事 等 \mathcal{O} 許 可 を受け

なけ ħ ば なら な ただし、 変更後 \mathcal{O} 予定建 築物 \mathcal{O} 用 途が 第五 十七 条第 項 \mathcal{O} 制 限 用 途 以 外 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} で あ

変更後の特定開発行為が同条第四項第一号若しくは第二号に掲げる行為に該当することとなる

とき又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、 この限りでない。

2 前項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 許可を受けようとする者は、 国土交通省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事等に

提出しなければならない。

3 第 五 十七条第 項 \mathcal{O} 許 可を受けた者は、 第 一項ただし書に該当する変更をしたときは、 遅滞なく、 そ

の旨 1を都道: 府 県 知 事 等 に 届 け 出 なけ れ ば な 5 な

4 前 三条 \mathcal{O} 規 定 は、 第 項 \mathcal{O} 許可 に つ () て 準 用する。

5 第一 項 の許可を受けた場合又は第三項の規定による届出をした場合における次条から第六十五条まで

 \mathcal{O} 規定の適 用については、 当該許可又は当該届出に係る変更後の内容を第五十七条第一項の許可の内容

とみなす。

(工事完了の検査等)

第六十三条 第五 十七条第一 項 \mathcal{O} 許可を受けた者は、 当該 許 可に係る特定開 発行為に関する工 事 の全てを

完了したときは、 国土交通省令で定めるところにより、 その旨を都道府県知 事等 に届 け出なけ れ ば なら

ない。

2 都 道 府 温 県 知 事 等は、 前 項 \mathcal{O} 規定による届出 があったときは、 遅滞なく、 当 該 工事 が第五 + 九条 O玉 土

交通 省令で定める技術 的 基準 に 適合してい るかどうかについ . て検査 し、 その 検査 \mathcal{O} 結果当 該 工 事 が 当 該

技 術 的 基 準 に 適 合 L て **\ ると認めたときは、 国土交通省令で定める様 式 \mathcal{O} 検 査済 証 を当 該 届 出 をし た者

に交付しなければならない。

3 都 道 府 県 知 事 等 は、 前 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 検 査 済 証 を交付 L たときは、 遅 滞 なく、 玉 土交通 省令 で 定 \Diamond る

ところに ょ り、 当 該 工 事 が 完 了 L た 旨 及 び 当 該 工 事 \mathcal{O} 完 了 後 E お 1 7 当 該 工 事 12 係 る 特 定 開 発 区 域 **(**浸

水被 害 防 止 区 域 内 \mathcal{O} Ł \mathcal{O} に 限 る。 に 地 盤 面 0) 高 さが 基準 水位以上で あ る土 地 \mathcal{O} 区 域 が あるときは その

区域を公告しなければならない。

(特定開発区域の建築制限)

第六十 匹 条 特 定 開 発 区 域 **(**浸 水被 害 防 止 区 域 内 \mathcal{O} ₽ \mathcal{O} に 限 る。 内 \mathcal{O} 土 地 に お 7 7 は、 前 条第三項 \mathcal{O} 規

定に よる 公 告 が あ る ま で \mathcal{O} 間 は、 第五 + 七 条第 項 \mathcal{O} 制 限 用 途 \mathcal{O} 建 築 物 \mathcal{O} 建 築を L ては ならな

(特定開発行為の廃止)

第六十五条 第五 十七条第一項の許可を受けた者は、 当該許 可に係る特定開発行為に関する工事を廃 止 し

たときは、 遅滞なく、 国土交通省令で定めるところにより、 その旨を都道府県知事等に届 け出なけ れば

ならない。

(特定建築行為の制限)

第六十六条 浸 水被害防 止 区域 が内に、 お いて、 住宅の用 途に供する建築物又は第五 十七条第二項第二号若

< は 第三号 に掲 げ る 用 途 \mathcal{O} 建 築 物 \mathcal{O} 建 築 既 存 \mathcal{O} 建 築物 \mathcal{O} 用 途を 変更し て住 宅 \mathcal{O} 用 途 に 供 す る建 築物 又

は 同 項第二号若しく は 第三号 に · 掲 げ る 用 途 \mathcal{O} 建 築物 とすることを含む。 以下 「 特 定 建 築行 為 と う。

をする者は、 あらかじめ、 当該特 定建築行為をする土地 0) 区 .域に係る都道 府県 (当該 土 地 \mathcal{O} 区 域 が 指

定都· 市 等の区域 内にある場合にあっては、 当該指定都市等)の長 (第六十八条から第七十一 条までに お

1 て 「都道府 県知事等」 という。 の許可を受けなければならない。 ただし、 次に掲げる行為に つい て

は、この限りでない。

第六十三条第三項 \mathcal{O} 規 定により公告されたその地盤 面 \mathcal{O} 高さが基準水位以上である土 地の区域にお

いて行う特定建築行為

- 非常災害 \mathcal{O} ため に 必要な 応急措置として行う行為その 他 \mathcal{O} 政 令で定める行為
- 三 当 該 浸 水被 害防 止 区 域 \bigcirc 指定 の際当該浸水被害防 止 区域 内に お **,** \ て既に着 手 L ている行為

(申請の手続)

第六十七条 住 宅 \mathcal{O} 用 途に供する建築物 又は 第五十七条第二 項第二号に掲げ る用 途 \mathcal{O} 建 築物 に つい て 前 条

 \mathcal{O} 許 可 を受けようとする者 は 玉 土 交通 省令で定めるところによ り、 次に . 掲 げる事 項を記れ 載 L た 申 請 書

を提出しなければならない。

- 特 定 建 築行 為 に 係 る 建 築 物 \mathcal{O} 敷 地 \mathcal{O} 位 置 及 てバ 区 域
- 二 特定建築行為に係る建築物の構造方法
- 三 次条第一項第二号イ又はロに定める居室の床面の高さ
- 四 その他国土交通省令で定める事項
- 2 前 項 \mathcal{O} 申 請 書 に は、 玉 土交通 省令で 定め Ś 図 [書を] 添 付 L な け れ ば なら ない。
- 3 町 村 第 \mathcal{O} 五. 条 + 例 七 条 で定めるところにより、 第二 項第三号 \mathcal{O} 条 例 で 次に 定 め . 揭 る げ 用 る事 途 \mathcal{O} 項 建 築物 を記 載 に L 0 た 1 2申請 7 前 書を! 条 \mathcal{O} 提 許 出 可 を受けようとする者は し な け れ ば ならな 市

- 一 特定建築行為に係る建築物の敷地の位置及び区域
- 二 特定建築行為に係る建築物の構造方法
- 三 その他市町村の条例で定める事項
- 4 前 項 \mathcal{O} 申 . 請 書には、 国土交通省令で定める図書及び市町村の条例で定める図書を添付しなければなら

ない。

5 第 五. 十七七 条第三 項 0 規定 は 前二項 \mathcal{O} 条例を定める場合につ いて準 用 する。

(許可の基準)

第六十八 条 都道 府 県 知 事 等 は、 住宅 $\overline{\mathcal{O}}$ 用途に供する建築物 又は第五 十七条第二項第二号に掲げる用 途 0)

建築物につい て第六十 -六条 の許可 の申 請 が あ ったときは、 当該建築物が次に掲げる基準に適合するも \mathcal{O}

であ ý, か つ、 その 申 請 の手 続がこの 法律 又はこの法律に基づく命令の規定に違反して 1 ない と認める

ときは、その許可をしなければならない。

洪 水又 は 雨 水 出 水 に 対して安全な構造 のものとして国土交通省令で定める技術的基準 に適合するも

のであること。

次の Ź 又は 口 · に掲 げる建築物 \mathcal{O} 区分に応じ、 当 該 イ又は 口 に定め る居室 0) 床 面 \mathcal{O} 高 さ (居室 \mathcal{O} 構造

そ 0) 他 \mathcal{O} 事 由 [を勘案 して都 道府県. 知事等が洪水又 は 雨 水 出 水に 対 して安全であると認め る場合に あ 0

7 は、 当 該 居 室 \mathcal{O} 床 面 の高さに都 道府県知 事等が当該居室に ついて指定する高さを加えた高さ) が 基

準水位以上であること。

イ 住宅の用途に供する建築物 政令で定める居室

口 第 五. + 七 条 第 項 第二号に掲 げ る用 途 \mathcal{O} 建 築 物 同 号 O政 令で定める用途ごとに政令で定 る居

室

2

都 道 府 用知事: 等 は、 第五 十七条第二 項第三号の条例で定める用途の 建築物について第六十六条 \mathcal{O} 許 可

 \mathcal{O} 申 請 が あったときは、 当該 建築物 が 次に掲げる基準に適合するものであり、 か つ、 その 申 請 \mathcal{O} 手 続 が

こ の 法 律若 しくはこの法 律に基づく命令の 規定又 は 前 条第三項若しくは第四 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 条 例 \mathcal{O} 規 %定に違 反

いないと認めるときは、その許可をしなければならない。

前 項 第 号 O国 土 交通 省 合で定 8 る 技 術 的 基 準 に 適合するも Oで あること。

居 室 \mathcal{O} 床 面 \mathcal{O} 高 さに関 する国 土交通省令で定め る基準 を参 酌 L て市 町 村の条例 で定め る基準 -に適 合

するものであること。

3 第 五. 十七条第三項の規定は、 前項第二号の条例を定める場合について準用する。

4 建 築主事 を 置 か ない 市の市長は、 第六十六条の許可をしようとするときは、 都道 府県知事に協議 しな

ければならない。

(許可の特例)

第六十 九 条 玉 又 は 地 方公共団 体が行う特定建築行為 については、 玉 一又は地・ 方公共団体と当 該 特定 建 築 行

為 に つ 7 7 第六十六条 の許 可 を行う都道 府 県 知事 · 等 との 協 議 が 成 立することをもって当該 許 可 を受けた

ものとみなす。

(許可証の交付又は不許可の通知)

第七十条 都道. 府 県知 事 等は、 第六十六条の許可の申請があったときは、 遅滞なく、 許可又は不許 可 の 処

分をしなければならない。

2 都 道 府 県 知 事 等 は、 当 該· 申 請 を L た者 に、 前項 \mathcal{O} 許可 0 処分をしたときは許可証を交付し、 同 項 の 不

許 可 \mathcal{O} 処 分をしたときは文書 lをも 0 て 通 知 L なけ れ ば なら な

3 前 項 \mathcal{O} 許可 証の交付を受けた後でなければ、 特定建築行為に関する工事 (根切り工事その他の政令で

定める工事を除く。)は、することができない。

4 第二項の許可証の様式は、国土交通省令で定める。

(変更の許可等)

第七十一条 第六十六条の許可 (この項 の規定による許可を含む。 以下同じ。) を受けた者は、 次に 掲げ

る場 一合に お 1 て は 都 道 府 県 知 事 · 等 \mathcal{O} 許 可 を受け な け れば ならな \ <u>`</u> ただし、 変更後 \mathcal{O} 建 築 物 が 住 宅 \mathcal{O}

用 途 にこ 供 する建 築物若しくは 第五. + Ė 条第二 項第二号若しくは第三号に掲げ る 用 途 \mathcal{O} 建 築 物 以 外 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O}

となるとき、 又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この 限 りで な

住宅の用途に供する建築物又は第五十七条第二項第二号に掲げる用途の建築物について第六十七条

第一 項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合

第五十七条第二項第三号の 条例で定める用途の建築物について第六十七条第三項各号に掲げ る事 項

の変更をしようとする場合

2

前 項 \mathcal{O} 許可を受けようとする者は、 国土交通省令で定める事 項 (同項第二号に掲げる場合にあっては

市 町 村 の条例で定める事項) を記 載し た申請書を都道府 県知 事 等に 提 出 し なけ れ ばならない。

3 第 五 十七条第三項 の規定は、 前項 \mathcal{O} 条例を定める場合に ついて準 甪 す る。

4 第六十六条の許可を受けた者は、 第 項ただし書に該当する変更をしたときは、 遅滞なく、 その旨を

都道府県知事等に届け出なければならない。

5 前 \equiv 条 \mathcal{O} 規 定 は 第 項 \mathcal{O} 許 可 に 0 7 て準 用 でする。

(許可の条件)

第七. + 特 定 開 発 行 為 又 は 特定建筑 築行為をする土 地 \mathcal{O} 区 域 E 係 る 都 道 府 県 当 該 土 地 \mathcal{O} 区 域 が 指 定 都

市 等 *O* 区 域 内 に ある場合にあっ て は、 当該指 定都 市 · 等) 0 長 (以下この条か ら第七 $\overline{+}$ 五条まで に お 1 7

都 道 府県. 知 事 等」という。) は、 第五十七条第 項の許 可又は第六十六条の許可 には、 特定開 発行 為

に係る土地又は 特定建築行為に係る建築物における洪水又は雨水出水による人的災害を防 止するために

必要な条件を付することができる。

(監督処分)

第七十三条 都 道 府 県 知事等は、 次の各号のいずれ かに該当する者に対して、 特定開 発行為 に係る る土 地又

変更 お は 特 7 て、 定 建 第五· 築行 又 は 為に係る + 工 -七条: 事 そ 第 \mathcal{O} る建築物 他 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 行 許 に 為 お の停止 可 け 又は第六十六条 る洪 を命じ、 水 又 は 雨 若しくは相 0 水 許可 出 水による人的災害を防 を取 当の り消 期限 を定めて必要な措置をとることを命 若しくはその許 止するため 可 に付 に 必 要なる した · 条件 · 限 度に を

ずることができる。

第五 + 七 条第 項 又は第六十二条第 項 \mathcal{O} 規定 12 達反 して、 特定 開 発 行 為 をし た者

第六 十六 条又は 第七 十 一 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に 違 反 L て、 特定 建 築行 為 をし た者

三 第五 + 七 条 第 項 \mathcal{O} 許 可 又 は 第六 + 六 条 \mathcal{O} 許 可 に 付 L た 条 件 12 違 反 L た 者

兀 浸 水 被 害 防 止 区 域 で 行 わ れる又は 行 わ れ た特定に 開 発 行 為 (当 該 浸 水 被 害 防 止 区 域 \mathcal{O} 指 定 0 際当 「該浸

水 被 害防 止 区 域 内 に お 1 て 既に着っ 手して **(**) る行為を除く。 であって、 特 定 開 発 区 |域 内 \mathcal{O} 土 地 \mathcal{O} 安 全

上 必 要な措置 を第 五. + 九 条 0) 玉 土交通省令で定める技術 的 基準 · に 従 って講じ て 7 な 1 ₽ \mathcal{O} に 関 す る 工

事 0) 注 文主若 しく は 請 負 人 **(**請 負 工 事 の 下 請 人を含む。 又は 請 負 契 約 に よらない で 自ら その 工 事 を

している者若しくはした者

五.

浸 水 被 害 防 止 区 域 で 行 わ れ る又は 行 わ れ た特定 建 築 行 為 (当該 浸水被害防 止 区 域 \mathcal{O} 指 定 \mathcal{O} 際当 該 浸

請 る基 水 被 負 入 害防 準 又は同条第二項各号に掲げる基準に従って行われてい (請 止 負 区 二事 一域内に 。 の 下 お 請人を含む。) いて既に着 手してい 又は請負契約によらないで自らその工事をしてい る行為を除く。) ない であって、 ものに関する工事の注文主若しくは 第六十八条第一 、る者若、 項各号に掲げ しくは

した者

六 偽りその 他 不正 な手段により第五十七条第一 項 \bigcirc 許 可 又は第六十六条 \mathcal{O} 許 可を受けた者

2 前 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 必 要 な措 置をとることを命じようとする場 合に お 7 て、 過 失 が なくて当該 措 置 を命

ず

×

き者

(以下この

項

K

お

()

て

「義

務者」という。)

を確

知することができな

7

ときは、

都道

府

県

知事

等は、 当該 義務 者の負担にお *(*) て、 当該措置を自ら行い、 又はその命じた者若しくは委任した者 (以 下

この項 E お いて 「措置 .実施者」という。)に当該措置を行わせることができる。 この場合にお *(*) ては、

都 道 府 県知事等は、 その定めた期限 内に義務者にお いて当該措置を行うべき旨及びその 期 限 ま でに当該

措 置 を行行 わ ない ときは 都道 府 県知事 · 等 文は措 置実施 混者が当る 該措置を行う旨を、 あら か だめ 公告し なけれ

ばならない。

3

都 道 府県知· 事 等は、 第一 項の 規定による命令をした場合においては、 標 識 \mathcal{O} 設 置 こその他 国土交通 省令

で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

4 前 項 \mathcal{O} 標 識 は、 第 項の規定による命令に係る土 地又は建築物若しくは建築物 の敷地内に設置するこ

とが できる。この 場合にお () ては、 同 |項の 規定による命令に係る土地又は 建 2築物若 しくはは 建築物 \mathcal{O} 敷地

 \mathcal{O} 所有者、 管理者又は占有者 は、 当 該 標 識 \mathcal{O} 設置を拒み、 又は 妨げてはならない。

(立入検査)

第七十 兀 条 都 道 府 県 知 事 等 は、 第 五. 十七条第 項、 第六十二条第 一項、 第六十三条第二項、 第六十 · 四 条

第 六十 六 条、 第 七 + 条第 項 又 は 前 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に よる 権 限 を行うために 必 要な 限 度 に お 1 て、

その 職 員 に、 当該 土 地 若 しく は建築物 に立ち 入り、 当該土 地若しくは建築物 又は当該土 地若 しく は 建 築

物に お **(**) て行われ てい る特定開発行為若しくは特定建築行為に関する工事の状況を検査させることがで

きる。

2 前 項 \mathcal{O} 規 定により $\frac{1}{2}$ 入検・ 査 をする職員 は、 その身分を示す証明書 を携帯 関 係 者 1の請 求 があったと

きは、これを提示しなければならない。

3

第 項 \mathcal{O} 規 定に よる立 入検 査 \mathcal{O} 権 限 は、 犯罪 捜査 \mathcal{O} ために認めら れたもの と解 しては ならな

(報告 \mathcal{O} 徴 収 等)

第七 土 は 十 当 地 該 五. に 許 条 お け 可 に係 る洪 都 道 る特 府 水若しく 県 定 知 開 事 等は は 発行 雨 一為に関う 水出 第五 水 に す 十七条第 による る工 人的 事 \mathcal{O} 災害 状況 項 \hat{O} につ を防 許可を受けた者に対 止 1 するため て報告若しく ĺŹ 必 要な Ļ は 資 当 該 料 助言若しく \mathcal{O} 提 許 可に係 出 を求 は る土地 勧 め、 告をするこ 又 は 若 当 該

2 係 都 特 道 定 府 建 県 築 知 行 事 等 為 は、 関 第六十 す 工 事 六 条 \mathcal{O} 状 \mathcal{O} 況 許 可 に を受け 0 1 報 た者 告 若 に . 対 L は 資 当 該 料 許 \mathcal{O} 可 提 12 出 を求 係 る 建 め、 築 物 又 若 は L < 該 は 建 築 当 該 物 許 可 お け 12

とが

できる。

る

に

る

て

しく

当

に

る洪 水若 L Š は 雨 水 出 水による人的災害を防 止するために必要な助 言若 しく は勧告をすることができる。

移 転 等 \mathcal{O} 勧 告

第七十六条 都 道 府 県 知 事 は、 洪 水又は一 雨 水 出 水が 発生した場合に浸水被害防 止 区 域 内に 存する建 築物が

損 壊 又は 浸 水 Ļ 住 民 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 生 命 又 は 身 体 に 著 L V) 危 害が 生ず Ź おそ れ が 大き 1 と認 8 ると

る人的 きは 災害 当 該 を 建 防 築 止 物 し、 \mathcal{O} 所 又は 有者、 軽 減 管 す 理 るた 者 又 め は に 占 必 有 要な措見 者 に 対 置をとることを勧 Ļ 当 該 建 築 物 \mathcal{O} 告することができる。 移 転 そ \mathcal{O} 他 洪 水 又 は 雨 水 出 水 によ

2 都 道 府県知事 は 前項の規定による勧告をした場合において、 必要があると認めるときは、

そ

0

勧告

を受けた者に対 Ĺ 土 地 の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければ ななら

ない。

第四章 雑則

第三十条中 「第二十七条第二項」を 「第四十八条第二項」 に改め、 同条を第五十一条とし、第二十九条

を第五十条とし、第二十八条を第四十九条とする。

第二十七 条第 項 中 部部 分 を 一 部 分の もの」に、 時 使用」 を 時的に使 用する施 設」

三十一条」を「第五十二条」に改め、 「協定 (以下」の下に「この節において」を加え、 同条を第四 十八

条とし、第三章第二節中第二十六条を第四十七条とする。

第二十五条第一 項中 「都道府県知事」 を 「都道府県知事 等」 に改め、 同条第二項中 (指定都市 等の長

を除く。)」を削 り、 同 条第四 項中 都 道府県 知事」 を 都 道 府県知事 等」 に改め、 同 条を第四十六条と

する。

第二十四条第一 項 中 「都道 府県知事」 を 「都道府県知事 等」 に、 「第十七条第六項」 を 「第三十八条第

に、

「第

を 六項」に改 一項」を 「第四十五条第 「第四十五条第二項」に、 め、 同条第二項中 項各号」に、 「第十七条第四項」を「第三十八条第四項」に、 「第二十四条第一項」」 「第十七条第六項」を「第三十八条第六項」に、 を 「第四十五条第一 項」」 「第二十四条第一項各号」 に、 「第十七条第七 「第二十四条第 項

を

「第三十八条第七項」

に改め、

同

条を第四十五条とする。

三項中 0 定 \mathcal{O} 都 区 第二十三条第一 は、 域 市 角 河 「都道府 に 当該」に改め、 ÌЦ あ 流 域 る場合に 県知 内 項中 12 事 政 あ 令 都 を 同 で定 0 て 条第二 都 道 \Diamond 府 は 道府県. る規 県知事 一項中 当 模 該 は、 知事等」 以 指 「しようと」及び 定 上 都 特 \mathcal{O} 市 防 定 に改め、 等) 災 都 調 市 0) 整 泂 長 ĴΪ 池 流域 が 「(指定都市等の長を除く。)」 「当該保全調整池 (以下この 存 内 す Ź 12 存する政令で定める規模以 都 節 道 に 府 県 お が 1 **当** 7 存する市 該 都 防 災 道 町村 府 調 県 整 の長 を削り、 知 池 上 事 が _ の _ 等」 指 (指定都 定 لح を 同 都 条 1 市 「 特 市 第 う 等

この 場合に お いて、 都道 府 県知事 にあっては、 その旨を当該保全調整池が 存する市町村 この長に、 も通知

しなければならない。

等

の長を除く。)

及び」

を削り

り、

同項に後段として次のように加える。

第二十三条を第四十四条とする。

に改め、 第二十二条第一 同 条第二 項中 項 中 「都道 都 府 道 県知事 府 県 知 すは、 事 は、 第 九 第 十八 条又は第十六条第 条第 項」 を 都 項」 道 足府 県知· を 都 事等 道 府 は、 県 知 第三十 事 等 は、 九条第 第三十条 項

第二十一 条 第 項中 都 道 府 県知事 は 第九 条、 第十六 条第一 項、 第十七条第二項、 第十八条第一 項」

_

改

め、

第三章

第

節

中

同

条を第四十三条とする。

を 都 道 府 県 知 事 等 は、 第 三十 - 条、 第三十七条第 項、 第三十八 条 第二 項、 第三十 九 条第 項」 に 改 め、

同条を第四十二条とする。

条、 条 第 条第 項 八 は 中 第 条第一 第十六 三十 命 項」 項」 ずべ 項」 九 条 条第 を 条 に 第 き者」 を 第 改 「第三十条又は第三十七 め、 項 「第三十 中 項」 項 同 の 下 に 又 に は 項 都 第 · 条 の 改 第三号中 道 + め、 府 「(以下この 許 八 県 条第 可 同 知 若しく 事 項第 「 第 条第一 項」 を 四 九 号中 条、 項 は第三十 都 Ê を 項」 お 第十六条 道 第十一 第三十 府 1 に改 県 7 九 条 知 · 条 の 第 第 条」 義務者」 め、 事 · 等 」 を 項」 許 項又は第十八 同 に、 可 項 「第三十二条」 という。 又 に 第二号中 改 は第三十 め、 第 九 条第一 条、 同 「第十 九 項 条第 に 第 第十六 を加え、 改 項」 凣 条第 号中 め、 を 項」 条 第 同 「第三十 「 第 都 項」 に 項 第 項 道 改 九 を 若 府県 め 五. 条又は 号中 条 L 「第三十九 Š 知 同 \mathcal{O} 第十六 事 許 条 は 次第二 第九 は 第 可 又 十

者」 措 義 その者」 我務者に 置 という。 実 施者」に、 を お 7 都 て 道 に当該 说府県知· に、 公告し、 措 置 事 等 都 なけ に、 道 は 府 当該 県 ń 相 ば 知 当 事 義務者」に、 を の期限を定めて、」を 又はその命じた者若 「公告しなけ 「者にこれ」 れば」 しくは委任した者」 に改 都 を め、 道府県. 者 同 (以下この項に 条第三 知事 等は、 |項中 を 「都道_· その定 都 お 府 道 7)府県. 8 県 7 た期間 知 措 知 事 事 等 限 置 実施 内 又 を に は

「都道府県知事等」に改め、同条を第四十一条とする。

第十

九

条中

第

九

条」

を

「第三十

条」

に

改

め、

同

条

を第

匹

十条とする。

第 都 及 「行う」に、 項」 四 T 第十 道 第 項 府 と、 十五 中 県 八 知 条 「第 一条第一 事 第十三条」 第 · 等 _ 十三条 「第十八 項 項中 中 に 改 から第十五 条第 め、 を 第 「第九条」 + 「第三十九条第 同 項各号」 条」 条第二項及び第三項中 条まで」を「第三十四 を を 「第三十四 「第三十二条」 を 一項」 「行う第三十九条第 と、 条及び第三十六条第 に 第三十四 都道 条から第三十六条まで」 改 め、 府 条」 県知 一項各号」 「しようと」 に、 事」 を 項 に、 第 中 都 を削 十四四 「第三十 道 に、 第十 条中 り、 府 県 五. 条」に、 知 \Box 「第十三条、 事 条第二 都道 を 等」 府 第三十 項」 に 県 「第十八 改 知 を 第 め、 事 五. + 条第 条中 应 同 を 当 条 条

該

雨水

浸透阻

害

行

為

とあ

る

0

は

「当該

行為」と、

「第三十条」

とあるのは

同

項_

と、

第三十六条第二

項」に、 「第十八条第 匹 [項」を 「第三十九条第四項」 に、 「第十五条第一項」」 を 「第三十六条第一 項」

「第十八条第一項 $\widehat{\mathcal{O}}$ を 「第三十九条第一項の」に改 め、 同条を第三十九条とする。

第十七条第一 項中 「第九条」 を 「第三十条」に、 都道 府 県知 事 を 都 道 府県知 事 等 に改め、 同

第二項及び 第三項: 中 都 道 府 県 知 事 を 都 道)府県. 知 事 · 等 _ に、 「第十一条」 を 「第三十二条」 に改 め、

同条を第三十八条とする。

第

項

(各号)

を

「第三十

条第

項各号」に、

都

道

府

県

知

事

を

都

道

府

県

知

事

等」

に

改

め、

同

条

第二

第十六 条第 項 中 「 第 九 条」 を 「第三十条」 に改い め、 「含む」 の 下 に 以下同 ľ を加 え、 第十条

項 中 「都道 府 県 知 事」を 都 道 府 県 知事 · 等 _ に 改め、 同 条第三項 中 「第九条」 を 「第三十条」 に、 都 道

府 県 知 事 を 「都道· 府 県 知 事 等」 に改 め、 同条第四項 中 · 「第· + 条」を 「第三十二条」に改め、 同 条第 五.

項 中 項 又は 第三項 \hat{O} を 「 第 項の 許 可 を受けた場合又は第三項 の規定による届 出 をし に、

第 項 0) 規 定 に ょ る許 可 文は 第三 項 \mathcal{O} 規 定による」 を 当 該 許可 又は · 当 該 」 に、 「 第 九 ²条」 を 「第三十条

に改め、同条を第三十七条とする。

第十 五. 条第 項 中 都 道 府 県知 事 は 第九条」 を 都道府県知 事等は、 第三十条」 に改め、 同 条を第三

十六条とする。

第十四条中 「都道府県知事」を「当該雨水浸透阻害行為について第三十条の許可を行う都道府県知事等

「第九条の」 を「当該」に改め、 同条を第三十五条とする。

第十三条中 「都道府県知事 は、 第九条」 を 都道府県知事等は、 第三十条」 に改め、 同条を第三十四条

とする。

第十二条第 一項中 地地 方 公共団体」 を 「行為 区域 に係る地 方公共団体」 に改め、 同 条第二項中 「定めよ

うとする」を「定める」に改め、同条を第三十三条とする。

第十一条中 「都道府県 知事 は、 第九条」を 「都道府県知事等は、 第三十条」に、 「第十七条第二項及び

第三項、 第十八条第一項並びに第二十条第一項第四号」を「第三十八条第二項及び第三項、第三十九条第

項並 びに第四十 条第 項第四号」に改め、 同条を第三十二条とする。

第十条第 一項中 都 道 府 県 知 事 を 「都道· 府 県知事等」に改め、 同 条を第三十一条とする。

第九条中 「しようと」 を削 り、 都 道 府 県 知 事 指 定都 市 又は 地 方 自 治法第二百五十二条の二十二第

項 の中に 核市 (以 下 「指定都市等」 という。 の区域内にあっ ては、 当該指定都市等の長。 以下この章及び

第三十八条に お 1 7 同 ľ を「当該 雨 水浸透阻 害行為をする土地 0) 区 域に係る都道府 県 当 該 土地 0) 区 域

が 治指定 都 市 等 \mathcal{O} 区 域内 に ある場合にあっては、 当該指 定都 市 · 等) の長 (以下この節に お いて 都 道 府 県 知

事等」という」に改め、同条を第三十条とする。

第八条中 「下水道法 第四 条第 項 に 規定する」 を削 り、 同 法 を 「下水道法」 に改め、 第二章第二節

中同条を第十条とし、同節の次に次の一節を加える。

第三節 雨 水 貯 留 浸 透 施 設 整 備 計 画 \mathcal{O} 認 定

. 雨水貯留浸透施設整備計画の認定)

第十一 条 特 定 都 市 泂 Ш 流 域 に お *\)* 7 雨 水貯 留 浸透施設 設 \mathcal{O} 設置 及び管理をしようとする者 地地 方 公共 団体

を除く。 は、 玉 土交通省令で定めるところにより、 当該 雨 水 貯 留 是 浸透施 。 設 0 設置及び管 理 に関 する計

画 (以 下 「雨水 貯 留浸透施 設 整 備 計 画 という。 を作成し、 当 該 雨 水 貯 留 B浸透施! 設を設置 しようとす

る都 道 府 県 **当** 該 雨 水 貯 留 浸 透施設 を指 定 都 市 又は 地 方 自 治法第二百 五 十二条 の二十二第一 項 \mathcal{O} 中 核 市

(以下 「 指 定 都 市 · 等 」 という。 \mathcal{O} 区 域 内 に 設 置 L ようとする場合 に あ って は、 当 該 指 定 都 市 等) の長

(以下この 節 に お 1 7 都 道 府 県 知 事 · 等 _ という。 \mathcal{O} 認定を申請することができる。

- 2 雨 水 貯留浸透施設整備 計 画 には、 次に掲げる事項を記載し なければならない。
- 一雨水貯留浸透施設の位置
- 二 雨水貯留浸透施設の規模
- 三 雨水貯留浸透施設の構造及び設備
- 匹 雨 水貯 留 浸透: 施 設 \mathcal{O} 設 置 に 係 る資 金 計 画
- 五. 雨 水 貯 留 浸透 施 設 \mathcal{O} 管 理 \mathcal{O} 方 法 及 び 期 間
- 六 その他国土交通省令で定める事項
- 3 雨 水 貯 留浸透: 施設 整 備 計 画 に は、 前 項各号に掲げる事 項 0) ほ か、 雨水貯留浸透施設から公共下水道
- 施設その 下 水道法第二条第三号に規定する公共下水道をいう。 他の公共下水道の施設に関する工事に関する事項を記載することができる。 以下同じ。) に 雨水を排除するために必要な排

(認定の基準)

第十二条 都 道 府 県知 事 等 は、 前 条 第 項 \mathcal{O} 認 定 \mathcal{O} 申 請 が あ 0 た場合 に お **\ て、 当 該· 申 . 請 に !係る雨-水 貯留

浸透施品 設 整 備 計 画 が 次に 掲 げ る基準 に 適合すると認 めるときは、 その 認定をすることができる。

水

- 雨 水貯留浸透施設 の規模 が国土交通省令で定める規模以上であること。
- 雨水貯留浸透施設 0 構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 三 資金計 画が当該 雨 水貯留浸透施 一設の設置を確実に遂行するため適切なものであること。
- 兀 雨水貯留浸透施設 の管 理 \mathcal{O} 方法 がが 国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 五. 雨水貯 留 I浸透施; 設 \mathcal{O} 管 理 \mathcal{O} 期 間 が 玉 土交通省令で定め る期 間 以 上であること。
- 2 都 道 府 県 知 事 等 は、 前 条第三 項 に 規 定す Ź 事 項 が 記 載さ れ た雨 た雨 水 貯 留 浸透 危施設整: 備 計 画 に . つ 7 て 同 条

第 項 \mathcal{O} 認 定をするときは、 あらかじ め、 当該公共下水道に係る公共下 水道管理者に協 議 そ 0) 同 意

を得るものとする。

(認定の通知)

都道. 府県知事等は、 第十一条第一項の認定をしたときは、 速やかに、その旨を当該認定を受け

た者に通知しなければならない。

2

留浸透 都 道 施設整 府 県 知 備 事 は、 計 画 に基づき雨 第十一条第 水貯留浸透施設が設置されることとなる市 項 の認定をしたときは、 速や 、かに、 その旨を当該 町 村の1 長に 認定を受けた . 通 知 L なけ れ 雨 ばな 水貯

らない。

3 都 道 府 県 知 事 等は、 第十一条第三項に規定する事項が記載された雨水貯留浸透施設整備 計 画 に つ ١, 7

同 条 第 項 \mathcal{O} 認定をし たときは、 速やかに、 その旨を当該公共下水道に係る公共下水道管理者に 通 知 L

なければならない。

(雨水貯留浸透施設整備計画の変更)

第十 兀 条 第 + 条 第 項 \mathcal{O} 認 定を受けた者 は 当 該 認定を受け た 雨 水 貯留! l浸透施! 設 整 備 計

土 交通 省 令 で 定 \Diamond る 軽 微 な変更を除く。 をしようとするときは、 都道 府 県 知 事 等 \mathcal{O} 認定を受け な け れ

ばならない。

2 前二条の規定は、前項の場合について準用する。

(認定事業者に対する助言及び指導)

第十五 条 都 道 府 県知 事 等は、 第十一 条 第 項 \mathcal{O} 認定 (前 条第一 項 \mathcal{O} 変 更 0) 認定を含む。 以下 計 画 \mathcal{O} 認

定 という。) を受け た者 (以 下 認認 定事 業者」という。 に 対 Ļ 当 該 計 画 \mathcal{O} 認定を受け た 雨 水 貯 留

浸透 施 ^危設整備; 計 画 (変更が あっ たときは、 その 変更後の ŧ O_{\circ} 以下 認 定 計 画 という。 に 係 る 雨 水

画

 \mathcal{O}

変

更

(国

貯留浸透施 設 0 設置 及び管理に関 L 必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

(補助)

第十六条 国又は 地方公共団体は、 認定· 事業者に対し、 予 算 の範囲内で、 政令で定めるところにより、 認

定計 画 に 係 る 雨 水貯 留 |浸透: 施 設 \mathcal{O} 設置 に要する費用 \mathcal{O} 部 を補る 助することができる。

(下水道法の特例)

第十七 条 雨 水 貯 留浸 透 施 設 整 備 計 画 第 + 条第三 項 へに規・ 定す Ź 事 項 が 記 載 うされ た ŧ 0 に 限 る。 に 記

載さ れ た 同 項 E 規定す え エ 事 に つい 7 は、 当 該 雨 水 貯 留 浸 透 施 設 整 備 計 画 に 0 1 て 計 画 \mathcal{O} 認 定を受け た

ときに、 下水道 法第十 六条 \mathcal{O} 規定による承 認 が あ 0 たも \mathcal{O} とみ なす。

(日本下水道事業団法の特例)

第十八条 日 本下 水道 事 · 業 団 は、 日 本 下水道 事業団 法 昭昭 和 兀 十七年法律第四十一号) 第二十六条 第 項

に 規 定す る業務 \mathcal{O} ほ か、 認 定 事 業 者 \mathcal{O} 委託 に基づき、 認定 計 画 に係る雨 水貯留浸透施設 \mathcal{O} 設置、 設計及

び工事の監督管理の業務を行うことができる。

(管理協定の締結等)

第十 者 設 れ に 又は たことが 所 存 九 条 有 する認 当 者等 地 該 方 明 定 土 (当 計 公 5 地 該 共 画 か \mathcal{O} 使 寸 に な 雨 用 水 基づき設置され 体 ŧ 及 貯留浸透施 は \mathcal{O} び を除 収 特 < < 益 定 都 を 設若 次 目 市 項 的 た 雨 河 とす ΪĹ しく に 流 お 水 Ź は 貯 域 1 その 7 権 留 に 浸透: 同 お 利 r. 属 7 でする施る 施 臨 て 浸 時 設を自 を 設 水 被害 有 備そ 設 す 5 \mathcal{O} 管 る者を 所 \mathcal{O} \mathcal{O} 理 防 他 有 者、 す 止 Ś を 時 1 必要が これ う。 図るため、 的 に 使 5 以 用 あると認 \mathcal{O} 下 す 敷 同 特 る 地 で 定 施 あ 8 都 設 る土 لح るときは \mathcal{O} 市 た \mathcal{O} 河 間 8 地 Ш 設 流 \mathcal{O} 12 定 所 域 お さ 施 内 1 有

て、

管

理

協

定

を

締

結

L

て、

当

該

雨

水

貯

留

浸透

施

設

 \mathcal{O}

管

理

を

行うことが

で

`きる。

- 2 定さ 理 び る者 協 収 地 れて 定 益 方 (当該 を を目 公 締 1 共 結 的 る 雨 寸 L とする 雨 水 体 て、 貯 水 は 留 貯 浸透施品 設 権 留 特 利を有る 置 浸透 定 都 後 設若 施 \mathcal{O} 市 当 する者を含む。 設を自 河 しくは 該 Ш 雨 流 5 域 水 管 貯 その属 に 留 理 お す 浸 1 する 透 以 下 る必要が 7 施 浸 設 施 水 子 設 被 \mathcal{O} 定 ある 管 \mathcal{O} 害 敷 理 施 \mathcal{O} 設 を行うことができる。 地 と認め 防 で 所 止 あ 有 を 者等」 る土 るとき 図 る 地 た とい は め、 \mathcal{O} 所 う。 施 認 有 者 設 定 又 計 所 は当 لح 有者等となろうとす 画 に \mathcal{O} 該 間 基 に 土 き設 お 地 1 \mathcal{O} 使 用 が 管 及 子
- 3 \mathcal{O} 前 前 項 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 雨 定 水 貯 に 留 ょ 浸 る 透 管 施 理 設 協 に 定 あ に 0 0 て 1 は 7 予 は 定 第 施 設 所 項 有 \mathcal{O} 者 雨 等 水 貯 \mathcal{O} 全員 留 浸 透 \mathcal{O} 合意 施 設 が に な あ け 0 れ 7 ば は な 施 5 設 な 所 有 者等 O全員

(管理協定の内容)

第二十条 前条第 項又は第二項の規定による管理協定 (以下この節において 「管理協定」という。)に

は、次に掲げる事項を定めるものとする。

管理協 定 \mathcal{O} 目的となる雨水貯留浸透施設 (次号及び次項第一号において 「協定雨水貯留浸透施設」

という。)

協

定

雨

水

貯留浸透施設

の管理

の方法に関する事

項

三 管理協定の有効期間

四 管理協定に違反した場合の措置

2

管理 協定 の内容は、 次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

協定施設 (協定) 雨 水貯留浸透施設又はその 属する施設をいう。 第二十二条及び第二十四条にお いて

同じ。)の利用を不当に制限するものでないこと。

前項第二号から第四号までに掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものである

ر ح

(管理協定の縦覧等)

第二十一条 地方公共団体は、 管理協定を締結しようとするときは、 国土交通省令で定めるところにより

その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間 利害関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前 項 (T) 規定による公告があったときは、 利害関係 人は、 同 項 の縦 覧期間 満了 \mathcal{O} 日までに、 当該管理協

定について、地方公共団体に意見書を提出することができる。

(管理協定の公示等)

第二十二条 地 方 公共 寸 一体は、 管理協 定を締結したときは、 国土交通 省令で定めるところにより、 その旨

を公示し、 かつ、 当該管理協 定の写しを当該地方公共団体 の事 務所において一 般の 縦覧に供するととも

に、 協定施設内又はその敷地 である土地の区域内 の見やすい場所に、 協定施設内 にあっては協定 施設で

ある旨を、 当該土地 の区域内にあっては協定施設が当該区域内に存する旨を、 それぞれ明示しなければ

ならない。

(管理協定の変更)

第二十三条 第十九条第三項、 第二十条第二項及び前二条の規定は、 管理協 定にお いて定め た事項 の変更

について準用する。

(管理協定の効力)

第二十四条 第二十二条 (前条において準用する場合を含む。) の規定による公示のあっ た管理協定 は、

その公示 のあっ た後に お ζ, て当 T該協: 定 施設 \mathcal{O} 施設所有者等又は予定施設所有者等となった者に対しても

その効力があるものとする。

(報告の徴収)

第二十 五 条 都 道 府 県 知 事 等 は、 認 定 事 業者 に 対 認定計 画 に係る雨水貯留浸透施 設の設 置 及び管 理

状況について報告を求めることができる。

(地位の承継)

第二十六条 認定事業者 の 一 般承継 人又は認定 事業者から認定計画に係る雨 水貯留浸透施設 の敷 地 で あ る

土 地 \mathcal{O} 所 有 権 そ \mathcal{O} 他 当 該 雨 水 貯留! 浸透 施 設 \mathcal{O} 設置 及 び 管 理 に 心要: な 権 原 を取 得 した者は、 都道 府 県 知 事

等 の 承 認を受けて、 当該認定 事 業者 が 有 L 7 **\ た計 画 \mathcal{O} 認 定に .基づく地位を承継することができる。

(改善命令)

 \mathcal{O}

第二十七条 都道 府 県 知 事 · 等 は 認定 事業者が認定計 画 に従 つて 認定計 画 に係 る雨 水 貯留浸透施設 \mathcal{O} 設 置

及び管理を行って 7 な ر را 、 と 認 めるときは、 当該認定事 業者に対 相当の 期 限を定めて、 その改 善に 必

要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第二十二 八 条 都 道 府 県 知 事 等 は 認 定 事 業者 が 前 条 \bigcirc 規 定による処分に 違 反 ĺ たときは、 計 画 \mathcal{O} 認定を取

り消すことができる。

2 第 条 \mathcal{O} 規 定 は、 都道. 府 深県知事: 等 が 前 項 0 規定 による 取 消 をし た場合に つい て準 用 する。

(都市緑地法の特例)

第二十九 条 流 域 水 害対 策計 画 (第四条第三項に規定する雨水貯留浸透施設 \mathcal{O} 整 備に 関 はする事 項が 定 んめら

れ てい るも 0) に 限 る。 に係 る市 町 村が 都 市 緑 地 法 (昭 和 匹 + 八 年法 律第七十二号) 第 四 条第 項 E 規

定する基本 計 画 を定め てい る場合に お け る 同 法 第 + 匹 条第 九 項 第三号 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 に つい ては、 同 号 中

事 項」 とあ る \mathcal{O} は 事 項 又 は 特 定 都 市 河 Ш 浸 水 被 害 対 策法 伞 成 + 五. 年 法 律 第 七 十七号) 第四 条第

項 に規定す る流 域 水 ·害対: 策 計 画 に お 1 て定 め られ た当 該 特 莂 緑 地 保 全 地 区 内 \mathcal{O} 緑 地 に お け る同 条 (第三

項に規定する雨水貯留浸透施設の整備に関する事項」とする。

第七条第一項中 「第四条第二項第五号又は第六号」 を 「第四条第二項第七号又は第八号」に改め、 同条

第二項中「負担させようとする」 を「負担させる」に改め、 同条を第九条とする。

第六条第 項中 都 市 洪水」を 「洪水による浸水」 に改め、 同 条を第八条とする。

第二章第一節中第五条の次に次の二条を加える。

(流域水害対策協議会)

第六条 第三条 第 項 及 び 第三 項 \mathcal{O} 規定により 特 定 都 市 泂 Ш 及び 特定 都 市 河 ΪĹ 流 域が 指定され たときは、

河 Ш 管 理者等は、 共 同 して、 流域水害対策 計 画 0) 作 :成及び 変更に関する協 議並びに 流域水害対策計 画 \mathcal{O}

実施 に係 ぶる連 絡 調整 を行うため、 流域水害対策協 議会を組織 するものとする。

- 2 流域水害対策協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
- 一 河川管理者等
- 当該 特 定 都 市 河 Ш が ·接 続 する 河 Ш \mathcal{O} 河 ĴΠ 管理 者
- \equiv 当 該 特 定 都 市 河 Ш 流 域 \mathcal{O} 区 域 \mathcal{O} 全 部 又は 部をその 区域に含む 都道府県又は市 町村 に 隣接する地方

公共 寸 体 0 長、 学 識 経験者その 他 0) 河 Ш 管 理者等が 必要と認め る者

3 流 域 水害 対 策協議会に お **,** \ て 協 議 が 調 0 た 事 項に つ V て は、 流 域 水害対策協議 会の構造 成 員 はその協議

の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 流域 水害対策協議 会 \mathcal{O} 運営に関 し必要な事項は、 流域 水害対策協 議 会が

定める。

(都道府県流域水害対策協議会)

第七 条 第三 条 第 兀 項 か 5 第 六 項 ま で \mathcal{O} 規 定 及 び 同 条 第 五 項 に お 1 7 準 用 す Ź 同 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 特

定 都 市 河 Ш 及び 特定 都 市 河 Ш 流 域 が 指 定されたときは、 泂 Ш 管 理 者 等 は 共 同 して、 流 域 水 害 対 策 計 画

 \mathcal{O} 作 成及び変更に関する協議 並 び に 流 域 水害 1対策: 計 画 \mathcal{O} 実 施 に係 る連 一絡調整を行うため、 都道 府 県流域

水害対策協議会を組織することができる。

2 都 道 府 県 流 域 水 害 対 策協 議 会は、 次に掲げる者をも って構成する。

一 河川管理者等

当 該 特 定 都 市 河 Ш が 接 続 する 河 Ш \mathcal{O} 河 ÌII 管 理者

三 当該 特定 都 市 泂 ÌII 流 域 \bigcirc 区 域 \mathcal{O} 全部 又は 部をその区域に含む都道府 県又は市 町 村 に 隣接する んる地方

公共 団 体 \mathcal{O} 長、 学識 経 験者 その 他 \mathcal{O} 泂 Ш 管 理者等が 必要と認め る者

3 前 条第三項及び第 匹 項 \mathcal{O} 規 定は、 都道. 府 県流 域水 害対策協議会について準用する。 この場合にお , ,

7

同 項 中 前三 項」 とあ る 0 は、 次 条第 項及び 第二 項 並び に同 条第三項にお *(*) て準 用する前項」 لح

読み替えるものとする。

(水防法の一部改正)

第二条 水 防 法 (昭 和 <u>-</u> 十 匹 年 法 律第 百 九十三号) 0 部を次 0) ように 改 正 する。

第十三条の二第 項中 都市 下 水路をいう。 以下この条」 の 下 に 「及び第十四条の二」 を加え、 「 及 び

第十四条の二第一項」を削る。

第十四 条第一 項 中 「第十条第二項又は第十三条第 項の規定により指定した河川につい て、 都道 府 県知

事 は、 第十一条第 項 又は第十三条第二 項の 規 定によ ŋ 指定 L た を 「次に掲げる」 に改め、 同 項 E 次の

各号を加える。

第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川

前号に · 掲げ つるも 0) \mathcal{O} ほ か、 河 Ш 法第九条第二項に規定する指 定区 間 外 の 一 級 河 Ш のうち 洪 水 による

災 害 0) 発 生を警戒 すべ きも のとし て国土交通省令で定める基準に該当する ŧ \mathcal{O}

第十 匹 [条第 兀 項 中 「 第 項」 0) 下に 「又は 第二項」 を加え、 同 頂を同 条第五 項とし、 同 条第三項中 「 第

項」 0) 下に 又 は 第二項」 を 加 え、 同 項を 同 条第四 項とし、 同 条 第二 項 中 前 項」 を 前 項」 に 改 8

同 項 を 同 条第三 項 とし、 同 条 第 項 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} 項 を加 え る。

2 都 道 府 県 知 事 は 次に 撂 げ る 河 Ш に 0 1 て、 洪 水 時 \mathcal{O} 円 滑 か 0 迅 速 な 避 難 を 確 保 又 は 浸 水 を

模 降 雨に ょ り 当 該 河 Ш が 氾 濫 L た場合に浸水が想定される区域を洪 水浸水想定区域として指定す る ŧ \mathcal{O}

とする。

することに

より、

水

災

12

ょ

る

被

害

 \mathcal{O}

軽

減

を

义

る

た

め、

玉

土

交通

省

· 令で・

定

めるところに

ょ

り、

想

定

最

大

規

防

止

第十 条第 項又は第十三条第二 項の規定により 指定 L た河 \prod

前号に · 掲 げ る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 河 Ш 法 第 九 条第二 項 〈に規定〉 する指 定区 間 内 \mathcal{O} __ 級 河 Ш 又は 同 法 第 五. 条第

項 E 規 定する二 級 河 Ш \mathcal{O} うち 洪 水による災 害 \mathcal{O} 発生を警戒すべきものとして国 |土交通省令で定める

基準に該当するもの

理 1 する次に て 第十 应 を削 _ 条 撂 の二第 り、 げ る排 当 項中 ī該指 水 施 設 定に係る排 「第十三条 に改め、 水 の 二 施 一第 設」 市 を 項 町 村 0 「当該 規定 長 は、 排 に 水 同 より指定 条 施 設」 第二 に、 項 L た排 \mathcal{O} 規定に 「当該指定に係るポ 水 施設等」を より指定 L 「当該 た排 ンプ 水 都 施 施 道 設 設 府 等 県 を に が 管 0

同項に次の各号を加える。

第

号に

掲

げ

る

排

水

施

設

に

あ

つて

は、

第十三条の二

一第

項の

規定による指定に係るポ

ンプ

施

設

に改

め、

第十三条 \bigcirc 第 項 \mathcal{O} 規 定 12 よる指力 定 に 係 る 排 水 施 設

下 水 道 法 第 <u>一</u> 十 五. 条 *の* 二 に 規 定 す る 浸 水 被 害 対 策 区 域 内 に 存 する 公 共 下 水 道 等 \mathcal{O} 排 水 施 設

三 前二号に掲 げる ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か 雨 水 出 水 に よる災 害 \mathcal{O} 発 生を警 戒 すべ きものとし て 国 土 交通 省 令 で定

める基準に該当する公共下水道等の排水施設

第十四 条 の二第四 項中 「 第 項」 0) 下に 「又は第二 項」 を加 え、 同 項 を同 条第 五項とし、 同条第三 項 中

第 項」 \mathcal{O} 下 に 乊又 は 第二項」 を加 え、 同 項 を同 条 第四 項 とし、 同 条第二項 中 「前 項」 を 前 項」 に

改 め、 同 項 を 同 条第三項 (とし、 同 条 第 項 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} 項 を 加 える。

市 町 村 長 は、 当該 市 町 村 が 管 理 す Ź 次に 撂 げ る排 水 施 設 に **つ** いて、 雨水 出 水時 0 円滑 カン 0 迅 速 な 避 難

2

を確保し、 ところにより、 又は 浸水を防止することにより、 想定最大規模降雨により当該排水施 水災による被害の 設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該 軽 減を図るため、 国土交通省令で定める 排 水 施

設 号に掲げる排 水施設にあつては、 第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施 設 又は

貯留施設に接続する排 水施設を含む。) カゝ 5 河 川その 他 \mathcal{O} 公共 0 水域若しく 、は海 域 E 雨 水を排る 除 できな

第十三条の二 一第二 項 \mathcal{O} 規 定 による指 定 に 係 る 排 水 施 設

くなっ

た場合に

. 浸

水

が

想定される区

|域を|

雨

水

出

水

浸

(水想定)

区域として指定するもの

とする。

下水道法第二十

五

条

の二に

規

定す

る浸水

被害

対

策

区

域

内に存する公共下

水道:

等

の排

水

施

設

三 前二号に掲げるも の の ほ か、 雨 水 出水 による災害の 発生を警戒すべきものとし て国土交通省令で定

める基準に該当する公共下水道等の排水施設

第十四 条の三第 項中 「第十三条の三の規定により指定した」を「次に掲げる」 に改め、 同項に次の各

号を加える。

一 第十三条の三の規定により指定した海岸

前号に掲げ るも 0 \mathcal{O} ほ か、 当該 都 道 府 県 \mathcal{O} 区域· 内に存する海岸のうち高 潮による災害 0) 発 生を警戒

すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

若 下 又 に は を 第十 しくは第二項」 「その 「気象庁長官又は」 に、 五. 条第一 他 一若し 人 項 的 災害 < を加 中 は 「第十日 え、 を 市 生ず に、 町 同 兀 村 長 項第一号中 条第一項」 る 子 が お 報 そ 通 知 又は」を れ が L 若 の 下 に あ 「第二項若 る L 洪 < 「予報、 は 水、 若 を 雨 しくは」 しくは第二項」 水 又 に、 出 は 水 を 又 市 「第十三条の二若しくは」 は 町 「第二項又は」に、 高 村 を、 潮 長 に が 関 通 第十四条の二第一 す 知 Ź L 情 又 報 は 「気象庁 に を を 改 加 え、 め、 「第十三条の二 長官若 項」 同 の 下 情 条 第 報 くは に 項 \mathcal{O}

第二 号 中 第 + 五. 条 の 三 第六 項 を 第 十 五. 条 \mathcal{O} \equiv 第 七 項」 に 改 8 る。

第十

五

条

の 三

第

五

項中

行行

わ

なけ

れ

ば

を

「行うとともに、

その

結

果を市

町

村

長

に

報告し、

なけ

れ

ば

に

改 め、 同 条 中 第 七 項 を第 八項とし、 第六 項 を第七項とし、 第 五. 項 \mathcal{O} 次に 次 \mathcal{O} __ 項を加 える。

6 市 町 村 長 は、 第二 項 (又は) 前 項 \mathcal{O} 規定により 報告を受けたときは、 第 項 \mathcal{O} 要配 慮 者 利 用 施 設 \mathcal{O} 所 有 者

又 は 管 理 者 に対 Ļ 当 該 要配 慮 者 利 用 施 設 \mathcal{O} 利 用 者 \mathcal{O} 洪 水 時 等 \mathcal{O})円滑 か つ迅 速な避 難 \mathcal{O} 確 保を図れ 「るため

に必要な助言又は勧告をすることができる。

第三条 水防法の一部を次のように改正する。

第二条第六項中 「第二十五条の十一第一項」を「第二十五条の二十三第一項」に改める。

第十四条第一項第二号中「前号」を 「前二号」に改め、 同号を同項第三号とし、 同 項第 号の次に次の

一号を加える。

特定都 市 河 川浸水被害対策法 (平成十五年法律第七十七号) 第三条第一項の規定により指定し た河

Ш

第十四 条第二項第二号中 「前号」 を 前 一号」 に改 め、 同号を同項第三号とし、 同 項第 号の 次 に 次 0

一号を加える。

特定都市 泂 川浸水被害対策法第三条第四 項から第六項までの規定により指定し た河 ji Jij

第十四 条の二第一項第三号中「前二号」を 「前三号」に改め、 同号を同項第四号とし、 同 項第二号の次

に次の一号を加える。

三 特定都 市 河 Ш 浸 水 被害対策法第三条第三 項 への規・ 定により指定され、 又は 同条第 匹 項、 同 条第 五. 項に

お 1 7 準 用 す る同 条第三項若しくは同 条第六項の 規定により 指定した特定 都市 河 训 流 域内に存する公

共下水道等の排水施設

第十四条の二第二項第三号中 「前二号」を「前三号」 に改め、 同号を同項第四号とし、 同項第二号の次

に 次の一号を加える。

特定都 市 河 Ш 浸 水被害対策法第三条第三項 (同条第五項において準用する場合を含む。) 及び第四

項 から 第六項 くまでの 規定により指定された特定都 市 泂 ÌII 流 域 、内に存する公共下水道等 \mathcal{O} 排 水 施設

建 築基 潍 法 \mathcal{O} 部 改 正

第四 条 建 築 基 準 法 (昭 和 二十五 年法律 第二百 号) \bigcirc 部を次の ように改正 する。

年法律第七十七号)第五十七条第一項若しくは第六十二条第一項」を加える。

(下水道法の一部改正)

第

八

十八

条第

匝

項中

「第三十

· 五 条

の 二

第一

項本文」

の 下 に

特

定

都 市

河

Ш

浸水被害対策法

(平成十五

第五条 下水道法 (昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

目 次中 「第二十五条 0 九 を 「第二十五条の二十一」に、 「第二十五条 の 十 第二十五条の十八」を

第二十五条の二十二―第二十五条の三十」に改 いめる。

第五 条第 項第五号中 「次条第三号」を 「第三項及び次条第四 号」 に改め、 同条第二項中 「前項」 を

第一 項又は第二項」に改 め、 同 項 を同 条第四項とし、 同 条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 次に 次 の 二 項を加える。

2 前 条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 事 業 計 画 に お 7 7 は 前項各号に掲げるも 0) 0) ほ か、 浸 水被害の 発生を防ぐべき目

なる降雨 (以 下 計 画 降 雨 という。 を定めることができる。

3 予 定 処 理 区 域 \mathcal{O} 全 部 又は 部に つい て水 防 法 (昭 和二十 兀 年 法律 第 百 九十三号) 第十四 条 の二第 項

又は 第二 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 雨 水 出 水 浸 水 想定 区 域 \mathcal{O} 指 定 が あ 0 た 場 合に お け る 前 項 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 に 0 1 7

は、 同 項 中 定 8 ることが できる」 とあ る \mathcal{O} は、 定 8 な け れ ば なら な \ _ とする。

第六条第二号 中 第 七 条 の二第二項」 を 「第 七 条 の 三 第二 項」 に 改 め、 同 条 中 第 六号 を第一 七 号 とし、 第

五号を第六号とし、 第四 号を第五号とし、 同条第三号中 雨水公共下 水道 にこ に係るも 0 に あ って は、 排 水

施 設) を削 ŋ 同 号を 同条第四号とし、 同条第二号の次に次の一 号を加える。

 \equiv 計 画 降 雨 が 定 \Diamond 5 れ て 7 るも のにあ つて は、 排 水施 設 及び 終 末 処 理 場 (雨 水公共下水道に係るもの

に あ つて は、 排 水 施 設。 次号に お **,** \ て同 ľ \mathcal{O} 配 置 及 び 能 力 が 計 画 降 雨 に 相 応していること。

第七 条の二を第七条の三とし、 第七 条の 次に次の一 条を加える。

(操作規則)

第七条の二 域 又は 海 域 か 公共下水道 5 当該 排 管理者 水施 設 は、 0) 逆 そ 流を防 (T) 管 理する排 止 するた 水 施 めに設けられ 設を補完する施設 . る 樋º 門 又は のうち、 樋で 管 河 (操 Ш 作 そ を \mathcal{O} 伴う 他 \mathcal{O} 公 ŧ 共 \mathcal{O} に \mathcal{O} 水 限

る。 次項 E お 1 7 「操 作 施 設 とい . う。 に ついて は、 国土交通省令で定めるところによ り、 操 作 規 則

を定めなければならない。

2 前 項 \mathcal{O} 操 作 規 則 は、 洪 水、 津 波 又 は 高 潮 \mathcal{O} 発 生 時 に お け る操 作 施 設 \mathcal{O} 操 作 に従 事 する者 の安・ 全 \mathcal{O} 確 保

が 义 5 れ る ように 配 慮 さ れ た ŧ \mathcal{O} で な け れ ば な 5 な

大国におう。 い 西原 さまからの一 プレオレブルブ

3

前

項

 \mathcal{O}

規

定

は

第

項

 \mathcal{O}

操

作

規

則

 \mathcal{O}

変

更に

0

1

7

潍

用

す

る。

第十二条 の二第二 一項中 第二十五条 \mathcal{O} 十八 を 「第二十五条の三十」 に改める。

第十四 [条第 項 中 「第二十 五. 条の + 五第二項」を 「第二十五条の二十七第二 項 に改める。

第二十三条の二中 (昭 和二十 应 年 法 律 第 百 九十三号)」 を削 る。

第二十五 条 の 二 中 あ る区が |域 \mathcal{O} 下 に (第 匹 条第 一項 \mathcal{O} 事 業 計 画 12 計 画 降 雨 が 定 8) 6 れ 7 V) る場 **愛合に**

あ つて は、 都 市 機 能 が 相 当 程 度 集 積 当 該 計 画 降 雨 を超 え る 規 模 \mathcal{O} 降 雨 が 生 じ た 場 合 に は 著 L 1 浸 水

被 害が 発生するおそ れ が あ る 区 . 域) を、 「よつては 浸水 被 害」 \mathcal{O} 下 に (同 項 \mathcal{O} 事 業 計 画 に 計 画 降 雨 が

定められている場合にあつては、 当該 計画 降 雨を超える規模の降雨が生じた場合に想定される浸水被害。

以下この節において同じ。)」を加える。

第二章 の二中第二十五条の十八を第二十五条の三十とし、 第二十五条の十七を第二十五条の二十九とす

る。

第二十五条 の十六第一 項 中 「第二十五条の十八」 を 「第二十五条の三十」に改め、 同 条を第二十 五. 条の

二十八とし、 第二十五条の十五を第二十五条の二十七とし、 第二十五条の十四 を第二十五条の二十六とす

る。

第二十五条の十三中「第二十五条の十一第一項」を「第二十五条の二十三第一項」に改め、 同 条第二号

め、 中 「第二十五条の十八」 同 条中 第五号を第六号とし、 を「第二十五条の三十」に、 第四号を第五号とし、 「第七条の二第二項」を 同条第三号中 前 水 流域下 「第七条の三第二項」 水道に係るも に改 に あ

つて は、 排 水 施 設) を 削 り、 同号を 同 条第四号とし、 同 条 第二号の 次に・ 次 の 一 号を加 える。

三 計 画 降 雨 が 定 め 5 れて 1 る ŧ \mathcal{O} に あ つ て は、 排 水施 設 及び 終 末 処 理 場 雨 水 流 域 下 水 道 に係るもの

に . あ つては、 排 水施設。 次号にお į, て同じ。 の 配 置 反 び 能力が 計 画 降 雨 に相 応していること。

第二十五条の十三を第二十五条の二十五とする。

第二十五条の十二第一項第四号中 「次条第三号」を「第三項及び次条第四号」に改め、 同条第二項中

前 項」 を 「第一項又は第二項」に改 め、 同項を同条第四項とし、 同条第一 項の次に次の二項を加える。

2 前 条第 項 \mathcal{O} 事 業計 画に お **(**) ては、 前項各号に掲げるも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 計 画 降 雨を定めることができる。

3 流 域 関 連 公共 下 水 道 \mathcal{O} 子 定 処 理 区 域 \mathcal{O} 全 部 又 は 部 に 0 7 7 水 防法 第 + 应 条 の二第 項 又 は 第二 一項の

規定 に ょ る 雨 水 出 水浸 水 想 定 区 域 \mathcal{O} 指 定 が あ つた場 合に お け る前 項 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 に つい 7 は 同 項 中

定めることができる」 とあ る \mathcal{O} は、 「定め な け れ ば ならな い」とする。

第二十五条の十二を第二十五条の二十四とし、第二十五条の十一を第二十五条の二十三とし、 第二十五

条 の十を第二十五条の二十二とし、第二章第二節中第二十五条の九の次に次の十二条を加える。

(雨水貯留浸透施設整備計画の認定)

第二十五 条 \mathcal{O} + 浸 水 被 害 対 策 区 域) 特 定都 市 河 ÌЙ 浸水被害対策法 平 -成十五 年法律第七十七号) 第二条

第二項 E 規 定す 、る特· 定 都 市 河 Ш 流 域 \mathcal{O} 区 域を除く。 にお 1 て、 雨 水 貯 留 浸 透施 設 雨 水 を 時 的 に 貯

留 し、 又は 地下に浸透させる機能 を有する施 設であつて、 浸水被害 \mathcal{O} 防 止 を目的 とするも $\overline{\mathcal{O}}$ を いう。 以

下 同 r. 0) 設 置 及 び 管理をしようとする者は、 玉 土交通省令で定めるところにより、 当 該 雨 水 貯 留浸

透施 設 \mathcal{O} 設 置 及 Ţ 管理 に 関 はする計 画 (以 下 雨 水 貯 留浸透施 設 整備 計 画 という。) を作成し、 公共下

水道 管 理 者 \mathcal{O} 認 定を申 請することができる。

雨 水 貯 留 浸 透 施 設 \mathcal{O} 位 置 2

雨

水

貯

留

浸

透

施

設

整

備

計

画

12

は、

次に掲げ

げ

る事項を記載

l

なければならない。

雨 水 貯 留 浸 透 施 設 \mathcal{O} 規 模

三 雨 水 貯 留 浸 透 施 設 \mathcal{O} 構 造 及 U 設 備

兀 雨 水 貯 留 浸 透 施 設 \mathcal{O} 設 置 に 係 る 資 金 計 画

五. 雨 水 貯 留 l浸透施! 設 \mathcal{O} 管 理 \mathcal{O} 方法 及 Ű 期 間

六 その 他 国 土交通 省 令で定 め る事 項

3 雨 水 貯 留 浸 透 施 設 整 備 計 画 に は、 前 項 各号に 掲 げ る事 項 \mathcal{O} ほ か、 雨 水 貯 留 [浸透: 施 設 カン 5 公共 下 水 道 に

雨 水 を 排 除 す うるため に 必要な 排 水施 設 その 他 \mathcal{O} 公共 下 水道 \mathcal{O} 施 設 12 関 す る工 事 に . 関 はする事 項 を記れ 載 する

ことができる。

(認定 \mathcal{O} 基準)

第二十五条の十一 公共下水道管理者は、 前条第一項の認定の申請があつた場合において、 当該申請 に係

る雨 水貯留浸透施設整備計 画が 次に掲げる基準に適合すると認めるときは、 その認定をすることができ

る。

雨

水貯

留

浸透施

設

 \mathcal{O}

構

造

及び

設

備

が

国土

交通省令で定め

る基準に適合するも

のであること。

雨水貯留浸透施 設 \mathcal{O} 規模 が国土交通省令で定める規模以上であること。

 \equiv 資 金 計 画 が 当 該 雨 水 貯 留 浸透: 施 設 \mathcal{O} 設置 を確 実に遂行するため 適切 なものであること。

兀 雨 水 貯留浸透施設 の管 理 0 方法 が 国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

五. 雨水貯 留浸透施設 \mathcal{O} 管理 \mathcal{O} 期間 が国土交通省令で定める期間以上であること。

(認 定の 通 知

第二十五条の十二 公共下水道管理者は、 第二十五条の十第一項の認定をしたときは、 速やかに、 その旨

を当該認定を受けた者 に延 知 L なけ ればならない。

(雨水貯留浸透施 設整 備 計 画 0))変更)

第二十五条の十三 第二十五条の十第一 項の認定を受けた者は、 当該認定を受けた雨水貯留浸透施 設整備

計 画 の変更 (国土交通省令で定める軽微な変更を除く。) をしようとするときは、 公共下水道管理者 \mathcal{O}

認定を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の場合について準用する。

(認定事業者に対する助言及び指導)

第二十五 条 \mathcal{O} 十四四 公共下 水 道 管理者 は、 第二十五条 \mathcal{O} 十第 一項の 認定 **(前** 条第 項 \mathcal{O} 変更 \mathcal{O} 認定を含む

以 下 計 画 0 認定」 という。 を受けた者 (以 下 「認定 事 業者」 という。)に 対 当 該 計 画 \mathcal{O} 認定

を受け た雨· 水貯留浸透施設整 備計 画 (変更があつたときは、 その変更後のもの。 以 下 「認定計 画 とい

う。)に係る雨水貯留浸透施 設の設置及び管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

(補助)

第二十五条 の 十 五 国又は公共下水道管理者 である地 方公共団 |体は、 認定事業者に対し、 予 算 0 範 囲 一内で

政 令で定めるところにより、 認定 計 画に係る雨水貯留浸透施 設 の設置に要する費用の一 部を補品 助 かする

ことができる。

(公共下水道管理者の承認の特例)

第二十五条の 十六 雨 水 貯留浸透施設整備: 計 画 (第二十五条の十第三項に規定する事項が記載されたもの

に限る。) に記 載され た同 項に規定する工事につい ては、 当 該 雨水 貯留浸透施設整備計画に うい て 計 画

 \mathcal{O} 認定を受けたときに、 第十六 条 \mathcal{O} 規定による承 認 が あ つ たものとみなす。

(日本下水道事業団法の特例)

第二十五 条 \mathcal{O} + 七 日 本 下 水 道 事 業 寸 は、 日本 卞 水道 事 業団 法 昭 和 匹 + 七 年 法律 第 四 十一号) 第二十六

条 第 項に 規 定 す Ź 業 務 \mathcal{O} ほ か、 認 定 事 業者 \mathcal{O} 委 託 に基づ き、 認 定 計 画 に 係 る 雨 水貯留浸 透 施 設 \mathcal{O} 設置

設計及び工事の監督管理の業務を行うことができる。

(報告の徴収)

第二十五 条 の十八 公共下水道管理者 は、 認定 事業者に対し、 認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置及

び管理の状況について報告を求めることができる。

(地位の承継)

第二十五 条 \mathcal{O} 十九 認定事業 業者 \mathcal{O} 般承 継 人又は認定事 業者 か ら認定 計 画に係 る雨・ 水 貯留浸透施 設 \mathcal{O} 敷地

である土地 の所有権その他当該雨水貯留浸透施設 の設置及び管理に必要な権原を取得した者は、 公共下

水道管理者の承認を受けて、 当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することがで

さる

(改善命令)

第二十五条の二十 公共下水道 管理者 は、 認定 事 業者 が 認定計画 に従つて認定 計 画 に 保る雨・ 水貯 留浸透施

設 \mathcal{O} 設 置及び管理 を行 つてい な 7 と認め るときは、 当該認 定事 業者に対 Ļ 相当の 期限 を定め て、 その

改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第二十五条の二十一 公共下水道管理者は、 認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、 計画

の認定を取り消すことができる。

2 第二十五条の十二の規定は、 公共下水道管理者が前項の規定による取消しをした場合について準用す

る。

第三十一条中 「第十五条」 を 「第七条の二、 第十五条」 に改める。

第三十一条の二第一項中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の二十二第一項」に改める。

第三十七条の二及び第三十八条第一項第一号中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第

項」に改める。

第四十二条第一項中 「第二十五条の十第二項、 第二十五条の十一第二項」を「第二十五条の二十二第二

項、第二十五条の二十三第二項」に改める。

第四 十五条中 「第二十五条の 十八第 項」を 「第二十五条の三十第一項」 に改め、 「違反した」

「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第四十六条第一項中 「該当する」の下に「場合には、 当該違反行為をした」 を加え、 同項各号中 第二

十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に、「者」を「とき。」 に改める。

第四十七条中 「妨げた」の下に 「場合には、 当該違反行為をした」を加える。

第四 十七 条の二中 「第二十五条の十 八第一項」 を 第二十五条の三十第一項」に改め、 「をした」の下

に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第四 十八条中 「違反した」 の 下 に 「場合には、 当該違反行為をした」 を加える。

0

下に

第四十九条中 「該当する」の下に 「場合には、 当該違反行為をした」 を加え、 同 条第一号か ら第四 |号ま

で の規定中 「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に、 「者」を「とき。 に改 め、

同 条第五号中 「第三十九条の二」 を「第二十五条の十八又は第三十九条の二」 に、 「者」を「とき。 しに

改める。

第 五 + 条中 「第二十五条 の十 -八第 項」 を 「第二十五条の三十第一 項」 に改める。

(河川法の一部改正)

第六条 河 Ш 法 (昭 和 三十 九 年 法 律第 百 六十七号) の — 部を次 0 ように改 正する。

目次中「第五十一条」を「第五十一条の三」に改める。

第十六 条 \mathcal{O} 兀 第 項中 「この条及び第六十五条の三第一 項において」 を削り、 同 条において」を「以

下」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(災害が発生した場合における国土交通大臣の実施する維持)

第十六条 \mathcal{O} 五 玉 土交通 大 臣 は 災害 が · 発 生 L た場 合 に お 1 て、 都 道 府 県 知 事 ,等 カン 5 要 請 が あ り、 か つ、

当 該 都 道 府 県 知 事 等 が 統 括 ける都道 道 府 県等 に お け る 河 ĴΠ \mathcal{O} 維 持 \mathcal{O} 実 施 体 制 そ 0 他 \mathcal{O} 地 域 \mathcal{O} 実情 を勘 案し

て、 当該都道 府県知事 等 が 管 理 の 一 部を行う指定区 間 内 \mathcal{O} __ 級 河 Ш 又 は管理する二級河 Ш に係る維 持

河 ΪÌ 0 埋 塞に係るものであつて、 高度の 技術を要するも 0 又は 高 度の 機械力を使用 して実施することが

適当であると認められ るも のに限る る。 次項及び第六十五条 \mathcal{O} 匹 に お 1 て 特 定 維 持 という。 を当該

都道 府 県 知 事 等に代わ つて自ら行うことが適当であ ると認め め られ る場合にお ζ) ては、 第九 条第二項及び

第 五. 項 並 \mathcal{U} に 第 + · 条 第 項 及 CK 第二項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 に か か わ らず、 その 事 務 \mathcal{O} 遂 行 に 支障 \mathcal{O} な 1 範 囲 内

れを行うことができる。

2 玉 土 交 通 大 臣 は 前 項 \mathcal{O} 規 定に より 特定 維 持を行う場合に お 7 て は、 政令で定めるところにより、 当

該都道府県知事等に代わつてその権限を行うものとする。

第二十条中 「第十六条 \mathcal{O} 兀 第 項」 の 下 に $\overline{\ }$ 第十六条の五 第 項」 を加える。

第四十四条第一 項中 「い う。 の下に 「第五 十 条の二及び第五 十 一 条 の三を除き、 を加える。

第二章第三節第三款中第五十一条の次に次の二条を加える。

(ダム洪水調節機能協議会)

第五 十 一 条 の 二 河 Ш 管 理 者 は そ \mathcal{O} 管 理す え 一 級 河 Ш た設置 置 され、 た第四十四 条第 項に規定するダ ム 又

は 河 Ш 管 理施設であるダム (次項及び次条に おいて 利 水ダム等」という。) の洪 水調節機能の 向上を

図 るために必要な協議を行うため、 ダム洪 水 調 節 機 能協議。 会を組織するものとする。

2 ダ A 洪 水 調 節 機能 協 議会は、 次に掲げる者をもつて構成する。

一河川管理者

利 水 ダ ム等に係る水利 使用 に関 第二十三条又は第二十六条第一 項 の許 可を受けた者

三 関係都道府県知事

兀 関 係 行 政 機 関 関 係 市 町 村 長そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 河 Ш 管 理 者が 必 要と認 8 る者

3 第 項 0) 規定によりダ ム洪 水調 節 機 能 協 議 殿会を組織 織す Ź 河 ĴΪ 管 理 者は、 同 項に規定する協議を行う旨

を前 項第二号及び第三号に掲げる者 に通知 しなければならない。

4 前 項 \mathcal{O} 規定による通知を受けた者は、 正当な理由が ある場合を除き、 当該 通知に係る協 議に応じなけ

ればならない。

5 ダ 4 洪 水 調 節 機 能 協 議 会 は 必 要が あると認めるときは、 その 構 成 員 以外 \bigcirc 関 係 行政機関に対 資

料 \mathcal{O} 提 供、 意 見 \mathcal{O} 表 明、 説明その 他 必 要な協 力を求めることができる。

6 ダ 7 洪 水調 節機能 協 議 会に お 1 7 協 議 が 調 0 た事 項に つ 1 7 は、 ダ ム 洪 水 調節機能協 議 会の 構 成 深員 は

その協議の結果を尊重しなければならない。

7 前 各項に定めるも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 ダ A 洪 水調 節 機能協議会の運営に関 必要な事項は、 ダ ム洪水調 節 機能

協議会が定める。

(都道府県ダム洪水調節機能協議会)

第五 + 条 \mathcal{O} 三 河 Ш 管 理 者 は そ \mathcal{O} 管 理 す ź 二 級 河 Ш に 設 置 され た 利 水 ダ 7 等 \mathcal{O} 洪 水 調 節 機 能 \mathcal{O} 向 上を

図 る た 8 に 必 要 な 協 議 を 行う た め、 都 道 府 県 ダ 4 洪 水 調 節 機 能 協 議 会 を 組 織することができる。

2 都 道 府 県ダ A 洪 水 調 節 機 能 協議、 会は 次に 掲げる者をも つて 構 成す ź。

一河川管理者

利 水ダ ム等に係 る水利使用に関 し第二十三条又は第二十六条第一 項 の許 可を受けた者

三 関 係 行 政 機 関 関 係 市 町 村 長そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 河 Ш 管 理 者 が 必 要と認っ \emptyset る者

3

に お 前 7 条 第 て、 同 項 条第三項 か 5 第 七 中 項 ま 「第 で \mathcal{O} 項」 規 定 とあ は る 都 0 道 は 府 県 次 ダ 条第 7 洪 水 項」 調 節 と、 機 能 協 「前項第二号及び第三号」 議 会に つい 7 準 用 す Ź。 とあ \mathcal{O} る 場 合 \mathcal{O}

は 同 条第二項第二号」 と読 み替えるものとする。

第 五. 十八条の十に次の 項を加え える。

2 河 \prod 協 力 寸 体 は、 特 定 都 市 河 Ш 浸 水 被害対策法 (平成十五年法律 第七十七号) 第七十八条第二項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規

定により 河 |||管 理者 か 5 協 力 を要請り されたときは 当該 要請に応じ、 河 Ш 管 理者 が 行 う同 条第 項 \mathcal{O} 規

定に ょ る援 助 に 関 L 協 力 す るものとする。

第六 + 五 条 の 三 第 兀 項 中 てに よ り、 都 道 府 県 を につ 7 て、 第 項 又 は 第 項 \mathcal{O} 規定 に ょ ŋ そ \mathcal{O} 費

を指 定 都 市 が 負 担 する場 一合に お 1 て、 都 道 府 県 が 当 該 都 道 府 県 \mathcal{O} 区 域 に、 第 項 又 は 第 項 \mathcal{O} 費 用 \mathcal{O}

12 全 お 7 ては」を 部を負担する」を っに ついて著しく利益を受けるときは」に改 め、 同 条の 次に次の 条を加える。 利益を受け

部

又

は

「当該」

に、

てに

保る部分

分

を

<u>ー</u>の

区

域」

に、

「が

著

L

Š

る場合

(災害が 発 生 し た場合における国 土交通大臣 \mathcal{O} 行う特定維 持に 要する費用

第六十一 五. 条 \mathcal{O} 兀 第 + 六 条 \bigcirc 五. 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 玉 1土交通-大臣 が行 ごう特: 定 維 持 に 要する費用 は、 政令で

定めるところに ょ り、 当 該 都 道 府 県 等 \mathcal{O} 負 担 とする。

2 第 十六条の 五 第 項 \mathcal{O} 規 定 に より 国 土交通 大臣 が 行う特定維 持 に より、 前 項 \mathcal{O} 費用 を負 担 す Ź 都 府県

用

以 お 外 1 \mathcal{O} て、 都 当該 府 県 が 都 著 府 県 しく利益を受ける場合に が 負 担 すべ き費用 の 一 部を当該 お *(*) ては、 利益を受け 当該 費用 る都 を負担する都府県は、 府 県 に負担させることが そ 0 受益 できる。 \mathcal{O} 限度に

3 指 存 用 定 す を 第 Ź 十六 指 都 定 都 市 都 は 道 条 \mathcal{O} 府 市 そ 県 五 が に 第 \mathcal{O} 負 受 担 あ す 項 益 0 る場合 7 \mathcal{O} \mathcal{O} は、 規 限 定 度 に 当 に に よ 該 お お り 指 ** \ 1 て、 て、 玉 定 一土交通· 都 当 都 市 該 道 \mathcal{O} 大臣 指 府 区 定 域 県 都 を除く。 が が 行う特 当該 市 が 負 都 定 担 道 す に 維 府 ベ 持 0 県 き費 1 \mathcal{O} に 7 区 0 著 域 用 1 て、 \mathcal{O} L (そ < \mathcal{O} 第 利 部 を当 益 区 並を受ける 項 域 内 \mathcal{O} 該 利 規 に 当 定 益 るときは に を受け 該 指 よ り 定 そ 都 る 都 当 0 市 該 費 道 が

4 第 六 十三条第 匹 項 0) 規定 は 前 項 0 場合につい て準 用 する。

府

県

に

負

担

さ

せ

ること

が

できる。

5 担すべ 8 に つてこ るところにより、 ょ 玉 n 土交通大臣 れ き費用 利 を行 益 を受 に つた後、 け つい が 第 る 当 該 都 て、 + 都 六 道 _____ 条 道 都 府 玉 道 県 庫 \bigcirc 府 県等 五. 府 に が 県等 第 納 負 担 付 は に す 項 L 対 べ な 政 \mathcal{O} 令 き費 規 け L 定に てそ れ で定めるところにより、 用 ば \mathcal{O} なら より特定維 が 費 あ ない。 用 るときは を支 出 この 持を行う場合に L 場 な 当 合に け 該 第 れ 利 ば 益 お を受け なら 7 項 て、 \mathcal{O} お ζ) な 規 、ては、 \ <u>`</u> 第二 定に る 都 項 より 道 文は まず全額国 府 都 県 第三 は 道 府 項 政令で定 県 等 費をも \mathcal{O} 規 が 定 負

条 る 案 府 長 兀 \mathcal{O} 県 \mathcal{O} は L 第 \mathcal{O} \mathcal{O} 以 て、 匹 又 規 百 は 市 は 下 条 第 定を除 指 当該 市 第 町 都 定 項 町 村 項 中 都 及 村 都 道 く。 長 び 12 市 長」 府 道 第 県 府 (以 下 __ と と 知 \mathcal{O} 五. 県 事 を、 項 知 規 等」 定 中 第 事 同 都 等」 + 条 とい 都 第 条 \mathcal{O} 道 六 とあ 例 下 府 条 道 項、 う。 に 府 県 \mathcal{O} 等 <u>ل</u>ے 県 る 五 等 第 第 \mathcal{O} (第十 とい は 0) 十 下に とあ とあ 項 六 、 う。 条 勘 六 案 条 第 るの る \mathcal{O} \subseteq して、 \mathcal{O} 六 五. \mathcal{O} 第 は + 及 は 兀 とあ び + 五. 市 市 第 六 当 第 条 六 該 条 + る 町 町 \mathcal{O} 村 三 + 村 六 市 \mathcal{O} \mathcal{O} 第 長 兀 条 五. は 町 ٢, 第 条 村 \mathcal{O} 市 ٢, 長」 項 の 三 五. 項 第六 町 ٢, 第 第 中 第 村 + 六 長 都 + 項 都 五. が 項 道 条 五 都 統 道 及 中 府 \mathcal{O} 括 県 府 条 75 道 三 の 三 す 県 第 都 府 知 第六 六 事 る 道 県 知 及 市 等 事 項 府 知 項 び が 並 事 町 県 又 第六 及 等 村 は 統 び 知 Ţ に 指 括 に 事 第六 等」 ٢, + 第 す 定 とあ る 都 五. 六 + 都 条 + とあ 市 五. 五. 勘 る \mathcal{O} 道 \mathcal{O}

条 \mathcal{O} 几 第 五. 項 中 「受け る 都 道 府 県 とある \mathcal{O} は 「受け る市 町 村 <u>ك</u> を加 え る。

号 中 第 百 第 条 + の 三 六 第 条 \mathcal{O} 兀 項 第 第 項 号中 \mathcal{O} 下 第 に + 六 万及 条 び \mathcal{O} 第 几 + 第 六条 項」 \mathcal{O} 五. \mathcal{O} 下に 第 項」 を加 第 + え、 六 条 同 \mathcal{O} 項 五. 第三号中 第 項」 を 第 加 十六 え、 条 同 \mathcal{O} 項 兀 第

(都市計画法の一部改正)

項」

 \mathcal{O}

下

に

第

+

六

条

 \mathcal{O}

五.

第

項」

を加

える。

第七 条 都市 計 画 法 昭昭 和 四十三年法律第百号) の — 部を次のように改正する。

第十一 条第一項中第十四号を第十五号とし、 第十号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、 第九号の次

に次の一号を加える。

+ 寸 地 \mathcal{O} 都 市安全 一確保拠. 点施設 (溢vs 水、 湛於水、 津波、 高 [潮その: 他 の自然現象による災害が発生 した

場 合 に お け る 居 住 者 等 (居 住者、 来訪者 又 は 滞 在 者をい う。 以 下 同 ľ 0) 安全 を確 保 す Ś た 8 \mathcal{O} 拠

点 となる 寸 地 \mathcal{O} 特 定 公益 的 施 設 (避 難 場 所 \mathcal{O} 提 供、 生 活 関 連 物 資 \mathcal{O} 配 布、 保 健 医 療 サ] ピ ス \mathcal{O} 提 供

そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 当 該 災害 が 発 生 L た場合 に おけ Ź 居住者 等 \mathcal{O} 安 全を 確 保 す る ため に 必 要 な 機 能 を 有 す る 集会

施 設 購 買 施 設、 医 療施設 その 他 の 施設をいう。 第四 「項第一 号において同じ。 及び公共施設を いう

ِ ر

第十一 条中第六項を第七項とし、 第五項を第六項とし、 第四項を第五項とし、 第三項の次に次の一 項を

加える。

4 寸 地 \mathcal{O} 都 市 安全 確 保 拠 点施設 に うい ては、 第二項に規定するも <u>0</u> のほ か、 都市 計 画 に、 次に 掲 げる

事項を定めるものとする。

特 定公益的 施 設 及び公共 施 設 \mathcal{O} 位 置 及 び 規模

建 築 物 0) 高 さの最高 限度若 しく は最低限 度、 建 築物 の容積率 の最高限度若しくは最低限度又 は 建築

物 \mathcal{O} 建 蔽 率 \mathcal{O} 最 高 限 度

第十二条 \mathcal{O} 五. 第二 項 第一 号 中 「主として街区 内 \mathcal{O} 居 住者等 \mathcal{O} 利 用 に供される道路、 公園そ 0 他 0) 政 令で

定める」 を 次に 掲 げ る に 改 \Diamond 同 | 号 に 次 \mathcal{O} よう に 加 える。

イ 主とし て 街 区 内 \mathcal{O} 居 住 者 等 \mathcal{O} 利 用 に 供 さ れ る 道 路 公園 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 政 令で定 8 る 施 設

口 街 区 に お け る 防 災 上 必 要な 機 能 を 確 保 す る た \Diamond \mathcal{O} 避 難 施 設 避 難 路 雨 水 貯 留 浸 透 施 設 雨 水 を

時 的 に 貯 留 又 は 地 下に浸透させる機能を有する 施設で、 あつて、 浸水に、 よ る被害 \mathcal{O} 防 止 を 目 的

とする ŧ 0 をいう。 そ 0 他 \mathcal{O} 政令で定め る 施 設

条 0) 五. 第七 項第二号中 建 築 面 積 \mathcal{O} 最 低 限 度」 0) 下 に 建 築物 \mathcal{O} 敷 地 \mathcal{O} 地 盤 面 \mathcal{O} 高さの 最低 限

度」 を、 「高 さ $\overline{\mathcal{O}}$ 最 高 限 度 又 は 最低 限 度 の 下 に 建 築物 \mathcal{O} 居 室 (建 築基準 法第二条第四 号に規 定す る

居室 をい う。 \mathcal{O} 床 面 \mathcal{O} 高 さ \mathcal{O} 最 低 限 度 を 加 える。

第十三条第 項 中 第 + 九 号を第二十号とし、 第十二号から第十八号までを一 号ずつ繰 り下げ、 第十 号

の次に次の一号を加える。

+ -寸 地 0 都市 安全確保拠点施設については、 前号に定めるもののほか、 次に掲げるところに従つ

て定めること。

1 溢。 水、 湛流水、 津波、 高 潮その他の自然現象による災害の発生のおそれが著しく、 かつ、 当該災害

が 発生 L た場合に 居 住者等 \mathcal{O} 安全を確 保する必 要性 が 高 1 と 認 8 5 れ る区 域 (当該) 区域に隣 接

又は近接する区域を含む。)について定めること。

口 第 + 条第四 項 第 号に規定す る施 設 は、 溢っ 水、 湛流水、 津 波、 高 潮そ 0 他

が 発生した場合においてイに規定する区域内 に おける同 条第一 項第十号に規定する機能が一 体的に

発揮されるよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。

第十一条第四項第二号に掲げる事項は、 溢。 水、 湛流水、 津波、 高潮その 他の自然現象による災害が

発生した場合においてイに規定する区域内におけ る居住者等 の安全 一の確 保が ~ 図 ら れるよう定めるこ

کی

第二十一条第一項中 「第十三条第一項第十九号」を「第十三条第一項第二十号」 に改める。

0

自然現

象に、

ょ

る災害

第三十三条第一 項第八号中 土 砂災害特 別警 戒 区 域」 0) 下 に 特定都 市 河 ĴΠ 浸水 **被害对** 策法 (平成十

五. 年法律第七 + 七 号) 第五· 十六条第 項 \mathcal{O} 浸 水 被害 防 止 区 |域 を加 え る。

防 災の た め \mathcal{O} 集 寸 移 転 促 進 事 業に係 る 玉 \mathcal{O} 財 政 上 \mathcal{O} 特 别 措 置等に 関する法 律 \mathcal{O} 部 改 正

第八 条 防 災 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 集 寸 移 転 促 進 事 業 に 係 る 玉 \mathcal{O} 財 政 上 0) 特 別 措 置 等 に 関 する 法 律 (昭 和 匹 十七 年 法 律 第

百三十二号)の一部を次のように改正する。

第 条中 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 指 定 され た 災 害 危 険 区 域」 を \mathcal{O} 災 害 危 険 区 域 地 す × Ŋ 等 防 止 法 昭 和 三十

年 法 律 第 三十 · 号) 第三 条第 項 \mathcal{O} 地 す べ n 防 止 区 域 急 傾 斜 地 \mathcal{O} 崩 壊 に ょ る 災 害 \mathcal{O} 防 止 12 関 す る 法 律

昭 和 匹 + 匹 年 法 律 第 五. + 七 号) 第三条 第 項 \mathcal{O} 急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域 若 しく は 土 砂 災 害 警 戒 区 域 等 に お け

る土 砂 災 害防 止 対 策 \mathcal{O} 推 進 に関 する法 律 (平成 十二年 法 律 第 五 十七 号) 第 九 条 第 項 \mathcal{O} 土 砂 災害特 別 警戒

区 域 (次条第 項に お て 「災害危 険 区 [域等] という。 に、 「行なう」を 「行う」 に 改 め

第二条第 項 中 同 条 に 規 定す る災 害 危 険 区 域」 を 「災害 危険 区 域 等 に改 8 る。

第三条第二 項 中 \mathcal{O} 各 号 を 削 り、 同 項 第 号中 住 宅 寸 地 *(*) を 住 宅 寸 地 集 寸 移 転 促 進 事 業 に 関

て 移 転 が 必 要と認 8 5 れ る施 設 で あ つて、 高 齢 者 障 害 者、 乳 幼 児、 児 童 生 徒 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 迅 速 な 避 難

連

0 確 保 を図るため特に配 慮を要する者 が利用する施設で政令で定めるものの用 に供する土地を含む。 以 下

の項 及び 第八条において同じ。) \bigcirc に改め、 同条第三項中 「第六条第二項」を 「第七条第二項」 に改

める。

第十一条を第十三条とし、 第十条を第十一条とし、 同条 の次に次の一 条を加える。

(独立行政法人都市再生機構法の特例)

第十二条 独 立 行 政 法 人 都 市 再 生 機 構 は 独立 行 政 法 人都· 市 再 生 機 構 法 平 成 十五 年 法 律第 百号) 第十

条第一 項に 規定 でする業 務 \mathcal{O} ほ か、 委託 に基づ き、 同 条第三 項 各号 \mathcal{O} 業務 集 寸 移 転 促 進 事 業に係る るも \mathcal{O}

に限る。)を行うことができる。

第九条を第十条とし、 第六条から第八条までを一条ずつ繰り下げ、 第五条の次に次の一 条を加える。

(都道府県の集団移転促進事業計画の策定)

第六条 都道 府 県 は、 市 町 村 か ら、 集 団 移 転 促 進 事 業につき一の 市 町 村 \mathcal{O} 区 域 を超える広域 0) 見 地 カ らの

調 整 を図 る 必 要 が あ ること又 は 集 寸 移 転 促 進 事 業 計 画 \mathcal{O} 策 定 \mathcal{O} ため に 必 要な 事 務 \mathcal{O} 実 施 体 制 を 確 保 でき

な いことにより当該 市 町 村 が . 当該: 集団 移転 促 進 事 業 に係 る 集団 移転 促 進 事 業 計 画 を定めることが 木 難 で

府 県 る この場合に あ カン あ は あ る旨 県 る な る 知 \mathcal{O} 「第六条 <u>,</u> け 知 0) は 事 は は (T) れ 事 を 定定 ば 申 経 は 都 当 おい なら \Diamond \bigcirc 出を受け 由 規定に 該 当 道 る L 場 て、 な 都 て、 該 府 <u>\</u> 県 道 集 合 集 に ょ 第三条第 府 た場合に 寸 と 県 寸 り 移 お 同 は、 移 転 1 第三 同 促 条 転 7 · 条第 当 は お \mathcal{O} 進 促 一条第 該 項、 申 いて 事 進 と 七 集 業 事 出 項 寸 計 業 12 第四 は · 係 中 項中 同 移 画 計 転 当 該 条 る 項 に 画 都 及び 促 を 第 0 と 集団 進 申 1 道 兀 第 府 事 て とあ 項 出 七 そ 移転 県 業 中 に 定め 項 係 知 計 \mathcal{O} る 「 第 る集 事 促 並 画 意 \mathcal{O} な を経由 進 び に 見 は け 事 に 団 つい 項 を (後段) 業を実施 · 第 四 移 玉 集 ħ ば て、 して、 転 土 寸 なら 交通 条 移 促 あ とあ 施 進 転 (見出しを含む。) 6 な 事 国土交通大臣 大 促 しようとするときは、 業計 臣 る か 淮 じ に $\overline{\mathcal{O}}$ 事 この め、 申 は 業 画を定めることができる。 計 L 第 関 出 場合にお 画 に を ることが 係 項」 市 とあ 中 町 と **(**) 村 市 るの できる」 て \mathcal{O} 当 は とあ 町村」 意 は 見 該 都 とあ るの を聴 都 道 لح لح 国 府 道

第九 条 防 災 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 集 寸 移 転 促 進 事 業 に 係 る 玉 \mathcal{O} 財 政 上 \mathcal{O} 特 別 措 置等に 関する法律 \mathcal{O} 部 を次 のように改

正する。

土

交通大臣

に

とし、

同

条第

八

項

 \mathcal{O}

規定

は、

適

用

L

な

V)

第 条中 急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 |域若 しく は を 急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域、 _ に改 め、 土 砂 災害 特 別 警

戒 区域」 の下に「若 しくは 特定都市 河 ĴΪ 浸水被害対策法 (平成十五年法律第七十七号) 第 五· 十六条第 項

の浸水被害防止区域」を加える。

(都市緑地法の一部改正)

第十二条第

項

第

号

中

避

難

地

帯

 \mathcal{O}

下に

「若しくは

雨

水

貯

留

浸透

地

帯

雨

水

を 一

時

的

に

· 貯

留

L

文は

第十条 都市 緑 地 法 (昭 和 匹 十八 年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

地下に浸透させることによ り浸 水 に よる 被害を 防 止 す る機 能 を有、 す る土 地 \mathcal{O} 区 域 を 7 う。 を 加 え

(土砂 災害警戒 区 域 等 に お け る 土 砂 災 害 防 止 対 策 \mathcal{O} 推 進 に 関 す Ź 法 律 \mathcal{O} 部 改 正

第十一 条 土砂 災 (害警戒) 区 域 等に おけ る土砂災害 防 止対: 策の 推 進 に 関 ける法律 律 (平成十二年法律第五 + 七号

)の一部を次のように改正する。

第八条 が の 二 一第 五. 項中 行行 わなけ れば」 を「行うとともに、 その結果を市町村長に報告しなければ」 に改

め、同条に次の一項を加える。

6 市 町 村 長 は、 第二 項 又 は 前 項 \mathcal{O} 規定 に よ り報告を受けたときは、 第 項 \mathcal{O} 要 配 慮 者 利 用 施 設 \mathcal{O} 所 有 者

又 は 管 理者 に対 Ļ 急傾 斜 地 \mathcal{O} 崩 壊 等が 発生するおそれ が ある場合に お け る当該 要配 慮 者 利 用 施 設 を利

用し 7 () る者 \mathcal{O} 円滑 か つ迅速な避難 0 確保を図るために必要な助 言又は勧告をすることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この 法 律 は、 公布 の 日 か ら起算して六月を超え ない 範 囲 内に お į, て政令で定め る日 から 施行する。

ただし、 次 \mathcal{O} 各号に · 掲 げ る 規 定 は 当該各号に 定め る 日 カン 5 施 行 する。

一 附則第三条の規定 公布の日

第二 条 \mathcal{O} 規 定 第 五. 条 中 下 水 道 法 第六条第二号 \mathcal{O} 改 正 規 定、 同 法 第 七 条 の 二 を 同 法 第 七 条の三とし、

同 法 第七 条 0 次 に一条を加 える改一 正 規定、 同 法 第二十五条 \mathcal{O} 十三第二号 0 改 正 規定 (「第七 条の二第二

項」 を 「 第 七 条 の三第二項」 に改め る部分に限る。 及び同法第三十一 条の 改 正 規 定、 第六条 の規定

同 条 中 河 Ш 法 第 五. 十八 条 の 十 . に 一 項を加える改正規定を除く。)、 第七 条 \mathcal{O} 規定 (同 条中 都 市 計 画 法 第

三十三条第一 項第: 八号 \mathcal{O} 改 正 規定を除る ₹ • 並 び に 第八 条、 第十 条及び 第十一 条 \bigcirc 規 定 並 び に 附 則 第 五.

条 (地 方 自 治 法 昭昭 和二十二年 法律第六十七 号) 別 表 第 河 Ш 法 (昭 和 三十 九 年 法 律 第 百 六十 七号) 0

項 第 号 \mathcal{O} 改 正 規定 に 限る。 第六条、 第九条か ら第十二条まで、 第十四 条、 第十 五. 条 及び第十八条

 \mathcal{O} 規 定 公布 \mathcal{O} 日 から 起算して三月を超えな į, 範 囲 内 に お 7 7 政令で定 め る日

(特定都 市 河 Ш 浸 水被 害 1対策 法 の 一 部 改 正 に伴う経 過 措 置

第二条 こ の 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 (C 第 条 \mathcal{O} 規定 に よる改正 前 の特 定都 市 泂 川浸水被害対 策法 (次項に お V て

旧 特 定 都 市 河 Ш 法 という。) 第三十二条第 項の 規定に、 より 指定され て **(**) る都・ 市 洪 水 想 定 区 域 12 つ **\

7 は 当 該 指 定に · 係 る 特 定 都 市 泂 Ш に ついて第三条 \bigcirc 規 定に ょ る改 正 後 \mathcal{O} 水 防 法 次 項 E お 1 て 新 水 防

 \mathcal{O} 規 定 に ょ n 洪 水 浸 水 想 定区 域 \mathcal{O} 指 定 が され る ま で \mathcal{O} 間 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

法

とい

う。

第十

几

条

第

項

(第二号に係

る部

分に

限

る。

又

は

第二

項

(第二号

に

係

る

部

分に

限

2 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 に 旧 特 定 都 市 河 Ш 法 第三十二条第二 項 \mathcal{O} 規 定に ょ り 指定されてい る都市浸 水 想定

一域に . つ い . て は、 当該指 定に係る る特定 都 市 河 ÌII 流 域 に つ V) て 新 水 防 法 第十 四条 の二第一 項 (第三号に 係 る

区

部 分に限る。)又は第二項 (第三号に係る部 分に限る。 の規定により ·雨水出· 水浸水想定区 域 の指定がさ

れるまでの間は、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条 12 定 8 るも 0 \mathcal{O} ほ か、 こ の 法 律 \mathcal{O} 施 行 に関 L 必要な経 過措 置 (罰 則 に関 す る経 過 措置を含む。

は、 政令で定め

検 討

第四 条 政 府 は、 この 法 律 \mathcal{O} 施 行 後五 年を目途として、 こ の 法律による改正後の それぞれ の法 律 \mathcal{O} 規 定に 0

1 その 施 行 \mathcal{O} 状 況 等 を勘 案し て検討を加え、 必要が あると認めるときは、 その 結果に基 づ **\ て 所 要の

措 置 を 講ずる ŧ \mathcal{O} とする。

地 方 自 治 法 \mathcal{O} 部 改 正

五. 条 地 方 自 治 法 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} よう 12 改 正 一する。

第

別

表

第

河

Ш

法

(昭

和三十

九

年

法律

第

百六十七号)

の項第

一号イ中

「第

+

六

条

0 兀

第

項」

0)

下に

に改

める。

附 則 第六条第三 号中 「第二十 · 五 条 \mathcal{O} 十八 を 「第二十五条

の三十

第十六 条 \mathcal{O} 五. 第 項」 を加 え、 同 号 口 中 「 第 十六条 O兀 第 項」 の 下 に 「及び 第十六 条 O五. 第 項」 を 加

え、 同 号 ハ 中 第十六 条 \mathcal{O} 兀 第 項」 0 下に 第十 六条 \mathcal{O} 五. 第 項」 を 加 え、 同 表 特 定 都 市 河 Ш 浸 水 被

害対: 策 法 平 成 + 五 年 法 律第 七 十七号) 0 項 第 号 中 同 条 第三 項 か 5 第 八 項 ま で (同 条 第 九 項」 を 同

条第 兀 項 か 5 第 + 項 ま で (同 条第十二項」に、 並 び に第三十四 条 第 項」 を 並 び に 第 七 + 七 条 第 項

「(第三十 四条第 項」 を \neg (同 条第 項」 に 改 め、 同 項 第二号中 同 条第三項から第八項まで

同 条第 九項」 を 同 条第四 項 か 5 第 + 項 まで (同条第 十 二 項」 に改 がる。

地 方 税 法 \mathcal{O} 部 改 正

第六 条 地 方 税 法 (昭 和二十五 年 法律第二百二十六号) *Ø*)
<u>→</u> 部 を次のように 改 Ē する。

附 則 第 + 五. 条第三十 項 中 「第 $\dot{+}$ 兀 条 第 項」 \mathcal{O} 下 に \neg (第 号に 係 る 部 分に 限 る。 若 L < は 第二 項

第 号 に 係 る 部 分に 限 る。 _ を加 え 同 項 に 規 定 す る洪 水 浸 水 想 定 区 域」 を ر ر れ 5 \mathcal{O} 規 定 に 規 定 す

る 洪 水 浸 水 想 定 区 域」 に 改 め、 第 + 兀 条 の 二 第 項」 \mathcal{O} 下 に (第 号 に 係 る 部 分に 限 る。 若し < は

第二 項 (第 号に に係る部 分に限 る。 _ を加え、 市 町 村 長 が 指定す Ś 同 項」 を 市 町 村 長 が 指定す るこ

れ 5 \mathcal{O} 規 定 に改 め、 「第 十四四 条 の 三 一第 項」 0 下に \neg (第一号に係る部 分に限る る。)」 を加 え、 同 条 第

匹 一十二項· 中 「 浸 1水被害 軽 減 地 区 \subseteq 0) 下に 同 法 第 + 兀 条 第 項 (第 一 号に係る部 分に限 る。 又 は 第二

項 (第一号に 係 る 部 分に 限 る。 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 玉 土交通大 臣 又は 都 道 府 県 知 事 が 指 定するこれ . ら \mathcal{O} 規 定 に

規定する洪 水 浸 水 想定 区 域 (当該 区 域 12 隣 接 Ļ 又 は 近 接 す る区 . 域 を含み、 河 Ш 区 域 河 Ш 法第六条第

項 E 規 定す る河 Ш 区 域 を 1 う。 を除 **\bar{\c}** に 係 るも \mathcal{O} に 限 る。 を加える。

(日本下水道事業団法の一部改正)

第七条 日本下水道事業団 法 (昭 和四十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一 項第五号中 「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十」に改め、 同条第二項中 「海外

社会資本事 業へ 0) 我 が 玉 事 業者 \mathcal{O} 参 入 \mathcal{O} 促進 に 関する法律 (平成三十年法律第四十号) 第八条に規定する

」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

海 外社 三会資本古 事 業 ^ \mathcal{O} 我 が 玉 事 業者 \mathcal{O} 参 入 \mathcal{O} 促 進に関する法律 (平成三十年法律第四十号) 第八条

に規定する業務

一 下水道法第二十五条の十七に規定する業務

三 特定都市 河 川浸水被害対策法 (平成十五年法律第七十七号) 第十八条に規定する業務

第二十七条第一 項 中 「第二十五条の十八」 を 「第二十五条の三十」に、 「第二十五条の十一 第一項」を

第二十五条の二十三第一 項」 に改め、 同条第二項中 「第二十五条の十八」を 「第二十五条の三十」に改

める。

第三十条第一項中「第二十五条の十」 を「第二十五条の二十二」 に改める。

第三十一条中 「第二十 五条の十一第七 項」を「第二十五条の二十三第七 項」 に改め る。 。

水道原水水質保全事業 次の実施 \mathcal{O} 促 進 に 関する法律及び平成二十三年三月十一 日に 発生した東北 地 方太平

洋 沖 地 震に伴う原子力 発 電所 \mathcal{O} 事 故によ り放出された放射性 物質による環境の 汚染 へ の 対 処 に関い する特別 别

措置法の一部改正)

第八 条 次 に 掲 げ る法 律 \mathcal{O} 規定中 「第二十五条 \mathcal{O} + 第 項」 を 「第二十五条の二十三第 項」 に改 める。

水 道 原 水 水 質 保 全 事 業 \mathcal{O} 実 施 \mathcal{O} 促 進 に · 関 す る法 律 平 成 六年 法 律 第 八号) 第六 条 第 項

平 成二十三年三月 十 日 に 発 生 L た 東 北 地 方太平 洋沖 地 震 に 伴 う 原子 力 発 電 所 \mathcal{O} 事 故 に ょ り 放 出 「され

た放 射 性物 質による環境の 汚 . 染 \sim 0) 対 処に関 する特別措置法 (平成二十三年法律第百十号) 第二条第六

項

(都市再生特別措置法の一部改正)

第九 条 都 市 再 生 特 别 措 置 法 平 -成十四 年 法律第二十二号)の一 部を次のように改正する。

第十 九 条 \mathcal{O} 十 二 第 項 中 「第十三条第 項第十九号」を 「第十三条第 項第二十号」に改める。

(南海 トラフ 地 震 に係 る 地 震 防 災 対策 \bigcirc 推 進 に 関 す る特別措 置 法 \mathcal{O} 部改 正

第十 · 条 南 海 トラフ 地 震に係る地 震防災対策の推進に関する特別措置法 (平成十四年法律第九十二号)の

部を次のように改正する。

第二項第三号中

「住宅

寸

地

 \bigcirc

とあ

る

 \mathcal{O}

は

住

宅

寸

地

集

寸

移

転

促

進

事

業に

関

連

L

て移

転

が

必

要と認

8

5

第十六条中 「第三条第二 項第三号及び第七条第一号」 を 「第八条第一号」に、 集 団 移転 促進法第三条

れ る施 設 いであ つて、 高 齢 者 障 · 害者、 乳 幼 児、 児 童 生 徒 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 迅 速 な 避 難 \mathcal{O} 確 保 を 义 る た 8) 特 12 配 慮

を 要す る者 が 利 用 す Ź 施 設 で 政 合で定 \Diamond る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 用 に 供 す る 土 地 を 含 む。 第 五. 号 並 び に 第 七 条第 号 及 び

第三号に お 1 て 同 Ü \bigcirc と、 集 寸 移 転 促 進 法 第 七 条 第 号中 場 合を除く」 とあ る \mathcal{O} は を 同 .号中

場合を除く」とあるのは、」に改める。

構 造 改 革 特 別 区 域法及 び大規模災害 から \mathcal{O} 復興に関する法律 \mathcal{O} 部改 Ē

第十 条 次に · 掲 げ る法 律 0 規 定 中 「第十三条 第 項第十二号」 を 「第十三条第 項第十三号」に改める。

構 造 改 革 特 別 区 域 法 平 成 +兀 年 法 律第 百 八 + · 九 号) 第三十二条

大規 模 災 害 か 5 \mathcal{O} 復 興 に 関 す Ś 法 律 (平成二十五 年法 律 第五 十五号) 第十五条第二 項

(独 立 一行 政 法 人 都 市 再 生 機 構 法 \mathcal{O} 部 改 正

第十二条 独立行: 政 法 人都 市再生機構法 (平成十五年法律第百号) の一部を次のように改正する。

項 第 0 号 行うこと。 を同 五号中 を削り、 項 第 条第二項第八号中「を行うこと。 五号とし、 「を行うこと。 を削 同号を同項第八号とし、 り、 同 同 号 項第三号中 を を削 同 項第三号とし、 り、 「を行うこと。 同 同 号を同 項第六号中 を削り、 同 項第六号とし、 項第 「を行うこと。」 を削り、 同号を同項第九号とし、 号中 「を行うこと。 同 同号を同 項第四号中 を削 項第四号とし、 り、 「を行うこと。 を削 同項第七号中「を行うこと 同 一号を同り り、 同 項第七号とし、 同 号 項 を 第二号中 を削 同 項第 「を 号 同 同

防災 のため \mathcal{O} 集 寸 移転 促 進事業に係る国 \mathcal{O} 財政上の特別措置等に関する法律 (昭和四十七年法律第

百三十二号)第十二条に規定する業務

とし、

同

|号

 \mathcal{O}

前

に

次

 \mathcal{O}

号を加

える。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第十三条 市 町 村 \mathcal{O} 合 併 0) 特 例 に 関 す る 法 律 (平成十六年 -法律: 第五十九号) の — 部を次のように改正する。

第二項」を 第二十条第 「第二十五条の二十二第二項」に、 項 中 「第二十 五. 条 \mathcal{O} + 第 項」 「第二十五条 を 「第二十 の 十 一 五条の二十三第 第七項」を 項」に、 「第二十五条の二十三第七 「第二十五 条 が 十

項」 に改め、 同条第三項中 「第二十五条の十第二項」を「第二十五条の二十二第二項」に改める。

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)

第十 -四 条 東日· 本大震災復興特 別 区域法 (平成二十三年法律第百二十二号) の一部を次のように改正する。

第 五. 十 一 条第二項中 「第十三条第一項第十二号」を 「第十三条第一項第十三号」に改 いめる。

第五 十三条第二 |項中 「第七条第一 号 <u>め</u> を 第八条第一 号の」 に、 住 宅 寸 地 \bigcirc を 住 宅 寸 地 (集団

移 転 促 進 事 業 に 関 連 L て移っ 転 が 必 要と認 \Diamond 5 れ る施 設 であ つ て、 高 齢 者、 障 害 者 乳 幼 児 児 童 生 徒 そ

 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 迅 速 な 避 難 \mathcal{O} 確 保 を図 る た め 特 に 配 慮 を 要する者が 利 用す Ś 施 設で 政 令で定 8 る Ł \mathcal{O} \mathcal{O} 用 に 供 する

土 地を含む。 以下この項及び第八条において同じ。)の」 に、 「第五号並び に第七条第一 号及び第三号」

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)

を

「以下この項及び第八条」に、

「第七条第一号中」

を

「第八条第一号中」に改める。

第十五条 津波 防 災 地 域づくり Œ 関する 法律 (平成二十三年法律第百二十三号) の一 部を次のように改正 す

る。

目次中

第二節 津波 からの避難に資する建築物 の容積率 の特例 (第十五条)

を「第二節 津波から

第三節 集団移転促進事業に関する特例 (第十六条)

 \mathcal{O} 避難に資する建築物 0) 容積率 - の特例 (第十五条 • 第十六条)」 に改める。

第十条第三項第三号ホ 中一。 第十六条におい て 「集団移転促進法」という。 」 及び 「(第十六条におい

て「集団移転促進事業」という。)」を削る。

第五章第三節の節名を削る。

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

(都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正)

第十六条 都市 の低炭素化 の促進に関する法律 (平成二十四年法律第八十四号) の一部を次のように改正す

る。

第七条第四項第 号中 「第二十五条の十一 第一項」を「第二十五条の二十三第一 項」 に改める。

第四 十七 条第六項中 「第二十五条の十 八第 項」 を 「第二十五条の三十第一項」 に改め、 同条第-七 項中

「第二十五条の十七」を「第二十五条の二十九」に改める。

(都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十 -七条 都 市 再生 特 別措 置 法等 の一部を改正する法律 (令和二年法律第四十三号) の 一 部を次のように改

正する。

第一条のうち都市再生 ·特別措 問 置法第八十八条に一項を加える改正規定中 土 砂 災害 特 別警 戒 区 域」 の 下

に $\overline{\ }$ 特 定 都 市 河 Ш 浸 水 被害 対 策法 伞 成十 五 年 法 律 第七 + 七号) 第五 $\overline{+}$ ·六条第 項 \mathcal{O} 浸 水 被 害 防 止 区 域

ーを加える。

第二条の うち 都 市 計 画 法第三十三条第 項 第 八 号 \bigcirc 改 正 規 定中 削 9 0 下 に 特 定 都 市 河 Ш 浸

水被害対策法」 を 及 Ţ 特定都· 市 河 Ш 浸 水被害対策法」 に改 め を加え、 「土砂災害 1特別警 戒 区域」 を

浸水被害防止区域」に改める。

(国土交通省設置法の一部改正)

第十八条 国土交通省設置 法 伞 成 十一 年 法律第百号) の <u>ー</u> 部 を次のように改正する。

第四 [条第 項第四十三号中 「災害が .. 発 生し た地域を 及 び)災害: 危 険区 域 カン 5 \bigcirc を 防 災 \mathcal{O} た め <u>(</u> に改め

る。

理由

するたり 最 近 め、 に おけ 特定 る気象な 都 市 条件 河 Ш この変化 \mathcal{O} 指 定 に対応して、 対 象 \mathcal{O} 拡 大、 特 都 定 市 都 部 市 に 河 お Ш け る洪水等に 流 域 に お け 対 る する防災・ 定 \mathcal{O} 開 発 行 減 為 災対策を総合的 等に 対 す る規 に 制 推 \mathcal{O} 導 進

充、 都 道 府 県 知 事 · 等 が 管 理 す Ś 河 Ш に 係 る 玉 土 交通 大 臣 に ょ る 権 限 代 行 制 度 \mathcal{O} 拡 充 寸 地 \mathcal{O} 都 市 安 全 確 保

入、

雨

水

貯

留

浸

透

施

設

 \mathcal{O}

設

置

計

画

12

係

る

認

定

制

度

 \mathcal{O}

創

設

等

 \mathcal{O}

措

置

を

講

ずるとともに、

浸

水

想

定

区

域

制

度

 \mathcal{O}

拡

拠 点 施 設 \mathcal{O} 都 市 施 設 \sim \mathcal{O} 追 加 防 災 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 集 寸 移 転 促 進 事 業 \mathcal{O} 対 象 \mathcal{O} 拡 大 等 \mathcal{O} 措 置 を 講 ず る 必 要が あ る。

これが、この法律案を提出する理由である。